

第四百七十七回
国会

参議院財政・金融委員会会議録第十三号

(三三三)

平成十二年四月二十七日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月二十四日

辞任

世耕 弘成君
中島 啓雄君

補欠選任

倉田 寛之君
保坂 三蔵君

四月二十五日

辞任

倉田 寛之君
保坂 三蔵君
海野 義孝君
三重野 栄子君

補欠選任

世耕 弘成君
中島 啓雄君
統 訓弘君
菅野 壽君

四月二十六日

辞任

統 訓弘君
菅野 壽君

補欠選任

海野 義孝君
三重野 栄子君

四月二十七日

辞任

海野 義孝君

補欠選任

統 訓弘君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

平田 健二君

委員

片山虎之助君
河本 英典君
世耕 弘成君
中島 啓雄君
林 芳正君

本日の会議に付した案件

- 政府参考人の出席要求に関する件
- 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 金融商品の販売等に関する法律案(内閣提出)

政府参考人
金融監督庁監督
部長 乾 文男君
大蔵省主税局長 尾原 榮夫君
大蔵省金融企画局長 福田 誠君

事務局側
常任委員会専門員 吉田 成宣君

政務次官 大蔵政務次官 林 芳正君
金融再生政務次官 村井 仁君
大蔵大臣 大蔵大臣 宮澤 喜一君
国務大臣 国務大臣 谷垣 禎一君
国務大臣 国務大臣 菅野 素夫君

○委員長(平田健二君) ただいまから財政・金融委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に金融監督庁監督部長乾文男君、大蔵省主税局長尾原榮夫君及び大蔵省金融企画局長福田誠君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(平田健二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平田健二君) 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案、以上三案を一括して議題とし、前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○海野義孝君 おはようございます。
公明党・改革クラブの海野でございます。
二十日に引き続き、またきょうもいろいろと御質問させていただきます。大臣初め皆様には朝早くから大変御苦勞さまでございます。よろしくお願いたします。

前回は金融三法、いわゆるビッグバンに伴うインフラ整備に関連した三法案の中で、特に集団投資スキーム関係、それから金融商品販売法案関係を中心に御質問いたしましたので、きょうは証券取引所の株式会社化の問題を最初にまず御質問させていただきます。

御案内のとおり、この金融インフラの三法案の成立を目指して今審議中でありますけれども、証券取引所の株式会社化という問題につきましても、今世界的に大きな潮流となっている問題でございます。ヨーロッパの場合ですと、一昨年の十一月に英仏独を初めとして九つの株式取引所、証券取引所を統一するというような構想が打ち出されまして、ドイツの証券取引所は既に株式会社化しておりますし、昨年の七月にはニューヨークの証券取引所が株式会社化という方向で一応方向性を決めたということも言われております。

金融市場にとりましても、グローバル化、グローバル化という状況の中にありまして、世界の市場は今まさにしのぎを削った戦いをしているということでございます。ヨーロッパの証券取引所の統一構想につきましても、これはアメリカに対抗するといえますが、金融商品というものが大変多様化してきているという中で、投資家に対してのサービスというかそういった面でも大変熾烈な競争が国際的に展開されている、こういうことだろうと思っております。

そうした中で、我が国でも欧米のそういった方向に追随するように、日本のマーケットにおける取引所の株式会社化ということが明らかになってきたというところでございます。証券取引所というのは、投資家とか証券会社取引の場を提供するというところで、従来の独占的ないわゆる公的な存在から、今後は利益を追求するといえますか、そういう組織への脱皮を図っていくということになるかと思うわけでございます。

そういう世界的な合従連衡の中で、まず我が国自身としても証券取引所の株式会社化についてはいろいろなねらいがある、こう思うわけでございますけれども、私は、証券取引所というのは、公正な株価の決定ということ、あるいは投資家保

護というようなこと、いわゆる公共財としての意味合いがこれまで強かったわけですが、どうしても、そこに今度は言うならば株式会社になるというところで、やや営利的な面も入ってくるという難しい問題を抱えるということになると思うんです。

そこで、第一の質問としては、取引所は公共財でありますから、その運営には公益という公正を反映する仕組みというものが不可欠なわけでありまして、例えば、取引所にはいろいろな企業の上場ということが行われているわけですが、その審査などにつきまして公益的な機能というものがきちっと維持されるかどうかという点についてまずお聞きしたいと思います。

○政務次官(林芳正君) お答えを申し上げます。

もう委員は御専門の分野でありますから、釈迦に説法であるというふうに思いながら御答弁を申し上げるわけですが、委員御指摘のとおり、証券取引所には投資者の保護、それから取引の公正を図りながら有価証券の取引の場を提供するという非常に大切な公共的な機能が求められておるわけですが、今回、株式会社化に際しましてこのような公共的な機能を維持するために必要な措置を講じておるところでございます。

具体的には、会員組織と同様に、この証券取引所に、参加者にルールをきちっと守らせるという自主規制機能を担わせるとともに、株式会社になるわけでございますが、市場を開設するときにはきちっと免許にかからしめてその公正さを担保するということになっておるわけでございます。

また、たびたび議論になっておるところでございますが、今度、取引所の経営が株式会社になりますから、特定少数の者に経営がゆだねられることにならないように五％ルールというのを定めまして、何人も発行済み株式総数の五％を超える株式を保有してはならない、こういう措置をとっておりますので、上場審査などについてもそういうことの効果によりましてきちっと公正性が担保さ

れていくものになるというふうに考えておるところでございます。

○海野義孝君 今、公平性、公正性、公益性、そういうものを十分担保するような措置を、例えば株式会社になった場合の株主の持ち株の制限等々のお話がありました。

これは先般の参考人の方にもちょっとお聞きしましたけれども、証券取引所としての自主規制機能というものは、これは日本証券業協会あるいは東京証券業協会等との関係もありまして、自主規制機能を維持するために、株式会社になった場合に特に何か新たな措置を講じるというようなことはございますか。

○政務次官(林芳正君) 御指摘のとおり、自主規制機能というのを現在も持っておるわけですが、今度、株式会社になりましてはこれをきちっと発揮してもらわなければならないわけでございますが、取引の参加者が取引所が定める自主ルール等を遵守しなければならないということ、それから自主ルール等に取引の参加者が違反した場合に、この者に対して制裁措置を講じるという旨を定款に定めてくださいということになっておりまして、これを法案の八十七条に定め

ておるところでございます。

現行法上におきましても、この自主ルール等に違反した取引の参加者に制裁を講じない取引所に対しては、行政当局が免許取り消し等の処分を行える仕組みとなっておりますわけですが、今回の法改正におきましても、百五十五条一項一号でございまして、今度は免許を市場に対して与えるということでございます。そちらの方は株式会社化に際してそうした仕組みを維持することになっておるといって、二重に担保が行われているということでございます。

○海野義孝君 証券取引所は従来は会員制の組織というところで、非営利法人というところでございまして、総会においていろいろなことを決めるといふことですから、大変スピーディーな今日の世

界の金融市場におきましては、こういう体制というものはいろいろなものを決定する上においても大変非効率的だということとはよくわかるわけですが、そういう意味では、意思決定を民間企業並みに早めたいということがよくわかるわけでございます。

すけれども、株式会社ということになりまして、株主総会であるとか取締役会であるとか監査役会であるとかいろいろあるわけですが、そういう面であつて、先ほどから御指摘もありましたような公正性等も含めて、例えば社外重役であるとか社外監査役であるとかいったこと、コーポレートガバナンスというような問題等と絡んでこういう問題が株式会社となるとやはり重要な問題になる、こういうわけでございますが、そういう点でのいろいろな工夫とすることが必要だろうと思

います。

それからまた、市場の運営に関しまして、市場の利用者、従来はここでは会員中心でありましたけれども、これからは取引に参加する者は必ずしも株主だけではないというふうなことになる、かと思うので、そういうことを考えますと、市場利用者の意見を反映するような仕組みについても考えなくちゃならない、こう思うんです。その点については、株式会社になることによつてのそういったボードの問題についてどのように指導監督されるか、そういう点はいかがでございますか。

○政務次官(林芳正君) これも委員よく御承知のことだと思ひますが、現在の状況は、各証券取引所におきまして、今まさに委員がおっしゃったように、取引参加者、証券会社等でございますが、この会員の代表に加えて、投資家や有価証券の発行者の代表等から役員を選任するという規則になっておるところでございます。

例えば東京証券取引所、東証でございますが、認可された定款の六十七条におきまして「正会員は、証券業又は証券業と直接関係のある業務に従

事する者以外で、証券市場の運営に関し公正な判断をすることができると認められた意見を有する者のうちから、理事六人を選挙する」、こういうふうな代表を出すというふうになっておりまして、これを認可しておるところでございます。

御指摘のように、今度、株式会社になります証券取引所においても同様に、コーポレートガバナンスという観点から市場の適切な運営を確保していくということで、取締役会の構成を同じように工夫してもらうということによつて市場の運営に関して利用者の意見を反映させることが望ましいというふうに我々は考えておるところでございます。そういうふうな趣旨で行政を行つてまいりたい、こういうふうに考えているところでございます。

○海野義孝君 どうもありがとうございます。

こういう話を最近ちょっと聞いたんですけれども、証券取引所の株式会社化の動きに伴つて、今これは公益法人であります。証券保管振替機構についても株式会社化の議論が出てくるやに聞きますけれども、この点は本当か、そういう話があるのかどうか、またこういう考え方について政府としては何か御見解をお持ちかどうか、その点をお願いします。

○政務次官(林芳正君) 御専門の先生らしいと言つたら御無礼かもしれませんが、大変お詳しい質問だと思つてお聞きをいたしておりました。

先生御指摘のように、実は金融審議会の第一部会のもとに昨年九月に証券決済システムの改革に関するワーキンググループというものを設置しておりました。そこで二十一世紀の我が国証券市場全体を支えるインフラとして、これは委員が大変お詳しいところでありまして、証券の決済システムというもののあり方、その実現についてどういうことを法制上解決していくべきなのか、また実務上どういう問題点があるのかということについて専門家の皆さんに検討を行つていただいております。そこで、国際的に負けないといひますか、肩を

並べることができるシステムということで、例えばTプラス、翌日決済でございませうか、それからDVP、デリバリー・パス・ペイメントでございませうが、証券の受け渡しと資金決済の同時履行というようにつきまして実現していくべきではないかという議論がなされております。

その同じグループの中で、これと関連いたしましたので、今まさに委員が御指摘になりました証券保管振替機構、いわゆる保振でございませうけれども、この組織形態の見直しについても委員の先生方から御指摘が出ておるところでございませう。

私もその審議会に出ておったことがございませうので、そういう意見が出ておったことを承知いたしておるところでございませうが、ただ証券取引所と違っていて、今の形態が財団法人であるとかいろんな問題もございませう、幾つもある競争するといふものかなという意見もこれありでございませう、いろんな意見から今検討がなされているところとございませう。今のところはどうかという方向が出ておる段階ではないという段階でございませう。

この検討結果は、金融審が六月に最終報告を予定しておりますので、それに向けてさらに議論を深めておるといふのが現在の状況でございませう。

○海野義孝君 ありがとうございます。

もう一点、証券関係の問題についてお聞きしたいと思ひますが、有価証券届出書を初め目録見書等々について、ペーパーから今後は電子化をして、インターネットであるとかいろいろな形でこれを開示するシステムに変わるという問題があるわけでありませうけれども、これも電子取引システム投資に絡んだ一つの方向かと思ひます。

従来は、そういう企業のあるような状況につきましまして、例えば大蔵省であるとか証券取引所であるとか、いろいろなところに出向いてこういった資料を閲覧する、見るということがありましたし、あるいはまた刊行物センターで発売され

ておるといふことでしたけれども、今後これが電子化されるというようになるとなると、いながらにしてこういったものを取り出して情報を見ることができるとなるので大変利便性が高まるというところでありませうけれども、ある面で行くと、逆にいろいろと悪用されることがないではないかというようなことも懸念されるわけでありませう。

そういう意味で、電子化のためのシステムのセキュリティ対策といった点が私は重要じゃないかと思ひますけれども、その点についてはいかがでございませうか。

○政務次官(林芳正君) 実は昨今話題になっておりますように、官庁のホームページが書きかえられまうというふうな事件も起こるなど、インターネットが普及してまいりましたので、またその裏側といたしましてこれに関する犯罪も多発する傾向があるというところは委員の御指摘のとおりでございませう。今回、企業内容等の開示制度の電子化のための法案でございませうが、こういうふうにするようになれば、その裏側としてこれを悪用するといふことも十分予想されるところでございませうので、いわゆるセキュリティ対策にも万全を期していかねければならないということを認識しておるところでございませう。

平成十三年六月一日から実施ということとございませうから、このシステムを今一生懸命つくっておるところでございませうけれども、不正アクセスを防止するための装置、いわゆる世に言うファイアウォールといふものでございませうが、これをきちっと設けて、それから運用しているときに不正のアクセスといふものを常時監視して、要するに入ってきたらすぐ見つけてそれに対応するということを行ふ必要があるというところで、そういう体制を構築しておるところでございませう。

それから、少しつけ加えさせていただきますと、これは要するにディスクロージャーの情報でございませうから、この情報が外へ漏れるということ自体は余り問題にならないわけとございませう、オープン

インフォメーションでございませうから。まさに、先ほど申し上げましたように、ホームページが改ざんされたように、不正なアクセスによってデータが書きかえられるというところに大きな問題があるわけとございませう。そういう意味で、専門家等ともいろいろと対応を協議しながら、先ほど申し上げましたファイアウォール等のきちっとした防止措置を講じてまいりたいというふうに考えておるところでございませう。

○海野義孝君 大変詳しく御答弁いただきました。ありがとうございます。遺漏のないようにひとつ準備をお願いしたいと思います。

次に、金融商品販売法に絡んだ問題でございませうけれども、大臣にちょっとお聞きしたいと思ひますが、今回の金融商品販売法におきまして業者の説明義務とその違反に対する損害賠償責任といふものが明確にされているわけとございませうけれども、これによって具体的にどのように顧客の保護が図られるのか。

この問題は、今後ますます多様化していく金融商品といふものを扱っていく中で、トラブルも多様化し、またふえていくという可能性がないでもないと思ひますけれども、今回の法案によりまして顧客の保護といふ点、もちろんこれは双方の自己責任といふものが当然あるんだけれども、顧客の保護がどのように図られていくかといった点についての大臣としての御所見をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 従来から、金融商品の取引につきましてはとくにトラブルがあるケースを調べてみますと、大体トラブルの中心が売買について十分の説明がなされなかったか、なされていないかという点をめぐりまして訴訟になるといふケースが非常に多いという事実がございませう。

それで、いよいよ金融システムの改革が行われ、また商品もいろいろのものが登場いたしてまいりますと、顧客としては、一般投資家としては自己責任で投資をいたしますときに、説明を受けませんといふいよいよわからなくなるというような状況

がございませう。したがって、販売業者としてはその商品について顧客に対して当然説明をしなければならぬわけとございませう、きちんと説明をする義務があるというところを法定いたしました。したがって、その義務が十分履行されていないというときには販売業者の方にそういう責任を課することができると。そういう仕組みにいたしておきますと、買手方として説明がなされていないかという保証が比較的容易になります。

本来、保証責任といふものを販売業者の方が尽くしていなかったというところの保証そのものがお客さんの方からいへば案になりますので、したがってそういう損害の賠償責任を、民法の特例に課す、これによって起こります訴訟等々の件数を、あるいはお客さんにとつての訴訟の難しさを軽減していこう、そういう考えに立ってこのたび顧客保護を図ろうとしておるわけとございませう。

○海野義孝君 次に、金融商品の範囲という問題につきましまして、前回も各委員の方から御質問があったように思ひましたけれども、消費者被害が深刻化してから後追いで政令の指定とか法整備がなされてきたというのがこれまでの実情ではないかと思ひます。ということは、このところいろいろな法案の改正のピッチが速まってきたというところは、それだけ世上のいろいろなスピードアップということが想像を絶するほど速くなっているということだと思ひます。

そういう意味で、後追ひといふことの実情を踏まえまして、できる限り包括的な規定とか類似商品をとらえる規定というのが必要じゃないかなと思ひます。今後出てくる金融商品については、今の段階では想定できないからその都度政令でいふようなことが言われていると思ひますけれども、本法案では具体的にどのような措置をしているかということ。

もう一点は、集団投資スキームについて勉強していたときに、金融商品というカテゴリーとの関連で考えられたので、これは恐らく金融審で議論

されたことかと思ひますけれども、私まだそこま
で不勉強ですのでわかりませんが、こういうこと
ですね。

例えば集団投資スキーム、今回SPCと不動産
投資の市場を広げていこうとか、あらゆる財産権
についてSPCの対象となるというふうになり
範囲が広がるわけです。例えばコモディティーと
か不動産とか、こういうものはそれ自体は金融商
品とは言えなくても、集団投資スキームを通じて
間接的に投資の対象となっている場合は当然その
スキームの受益証券等について金融商品に係る
ルールが及ぶべきだ、このように考えるわけなん
ですけれども、その点について、この金融商品と
いう問題は現にいろいろな問題を抱えているん
じゃないかと思ひます。そういった点について
はこの法案で十分かということですが、いかがで
ございましょう。

○政務次官(林芳正君) まず、前段の問題でござ
います。委員が御指摘になりましたように幅広い
金融商品、これはこの分野でも日々技術革新が
なされておるわけですから、抽象的、包
括的に定義を置いて、広く網をかけるというの
一つの考え方であるというの御指摘のとおりで
ありまして、金融審議会でもそういう議論もあ
つたわけでございます。

一方、この法案におきましては、説明義務違
反に対して損害賠償責任を課す、ある意味で立証
責任の転換を行っているということでございます
から、法的安定性という意味からも抽象的、包
括的な定義によつて、では限界事例は一体これが入
るのか入らないのか法律を読んだだけではよくわ
からないということでも大変に困るということが
ございまして、そういった意味でなるべく対象範
囲が明確になるように金融商品をきちんと定義を
して、個別に列挙するようにということになつ
たわけでございます。

そして、これは法の二条一項各号に預金、貯金
ですとか無戻掛金ですとか有価証券ですとか、か
なり細かく列挙しておりますが、ここで読み込

みになるべく包括的にできるようにしておるつも
りでございまして、既存の金融商品、今あるもの
についてはほぼ網羅されているというふうに考え
ておるところでございます。

先ほど申し上げましたように、技術革新が著し
い分野でございますから、これに入らないものが
新たに出てきた場合につきましては、今、委員が
御指摘のように、政令で追加を迅速にしていこう
ということ定議をしようというふうなふうに考え
ておるところでございます。

そこで、後段のお尋ねでございますが、まさに
コモディティーや不動産それ自体は金融商品と言
えるかどうか、これは難しいところでございます
。まさに先生御指摘のように、今度SPC法や
証券投資信託法を今一緒に御審議いただいており
ますけれども、このスキームを使った場合は、受
益証券については証券取引法上有価証券というこ
とになりますので、当然ながらこちらの法案の二
条一項の五に有価証券ということがございまして
で、これに該当するというところで販売法の対象に
なるということでございます。

○海野義孝君 この金融商品販売法の中で、最後
の方の条文の中に業者が勧誘方針の策定とか公表
を義務づけているということでありまして、これ
も、これによりどのように顧客の保護が図られる
かということなんです。

これと絡んで、この販売業者に対するコンプラ
イアンスの規定の問題ということで、このコンプ
ライアンスの公表対象はできる限り広くすべきで
はないか、また公表義務違反についての制裁措置
という点について検討する必要があるのではないか
かという点でございますけれども、この点は
いかがでございますか。

○政務次官(林芳正君) お答え申し上げます。
委員が御指摘のように、今回の法案の七条にお
きまして「金融商品販売業者等は、業として行う
金融商品の販売等に係る勧誘をするに際し、その
適正の確保に努めなければならない。」とはつき
り義務を置いておりまして、八条におきまして勧

誘方針の策定等について細かく定めておるところ
であります。今、先生がおっしゃいましたよう
に、公表を義務づけ、そしてその九条で、この義
務を怠った場合には過料を科するというふうに罰
則を設けて公表義務について担保しておるこ
ろでございます。

そこで、お尋ねの、これによって顧客の保護が
どうなるのかということでございますが、この勧
誘方針にはどういふことを盛り込むかというの
は八条の二項に書いてあるところでございます。
網羅的に細かくこれとこれとあれとあれという
ことではございまして、これとこれとあつた必要なもの
というふうに定めておりまして、基本的に個々の業
者の自主性にその部分はゆだねておるところが
あるわけでございます。

こういうことを業者が義務づけまして、これを
公表するということを通料で担保しております
で、いろいろな業者が自主的にこれをつくりにし
て、うちはこういうコンプライアンスでございま
すというのを世間に出していく。これについて
いろいろ、最近価格付というのがはやっております
が、この業者はこういうことをやっていると
悪いとかいうことが市場において評価される、
こういうことになってまいるといふふうに考えて
おります。

そういうことによつて、コンプライアンス、内
部管理に関して、これも先生よく御承知のとおり
でございますけれども、業者の間で競争が行
われる。こういうことによりましてよりよいコン
プライアンスが競争を通じて確保されていくよう
な環境が整備されることになると考えておりま
して、そういうことにより一層顧客の保護
に資するものになるようにしていかなければなら
ないというふうに考えているところでございま
す。

○海野義孝君 説明義務ということについて、く
どいようですけれども、またきょうもお聞きした
いと思ひます。
二つありまして、説明事項について、例えば説

明の内容とその金融商品自体が内包しているリス
クレベルという問題、そのリスクの程度とか量と
の関係についてもうちよつとはっきりとさせた方
がいいんじゃないかということですが、

それからもう一つは、説明の仕方として、書面
を交付しなかつたり不備のある書面を交付する
という場合には、説明義務をなかつたものとする
という規定をはっきりさせた方がいいんじゃない
か。何か説明の仕方について、どういふやり方と
いうことが特にはっきりしていないわけで、これ
は業者の自主性に任せるといふ感じがするん
ですけれども、この辺のところはもうよつと突っ込
んだ方がいいんじゃないかと思ひますが、いか
がでございますか。

○政務次官(林芳正君) 御専門の先生ならではの
御質問だと思ひますが、審議会等でも
議論のあつたところでございます。

前段は説明内容とリスクレベルでございまして、
リスクの程度、量、時間軸の推移でどうなってい
くのか等について何か明確化するようなことがで
きないのかということでございますが、御指摘の
とおり、確かにこういうことがきちんと網羅的に
概括的にできれば非常に明確になるということが
あるわけでございますが、その一方で、この法案
については、元本欠損が生ずるおそれがあるとい
うことをきちんと顧客に説明をさせるといふこと
で、そのリスクの程度や予測について義務づけ
ておらないところでございます。

これは、先ほど申し上げましたように、包括的
にきちんとできればいいわけでございますが、中
途半端な定義をつくりまして、それ以外のものは
説明しなくてもいい、そこに書いたものだけで足
りないという裏をかかれるようなことがありま
す。かえつてこの法律の趣旨が損なわれるといふこと
もございまして、本質的な元本欠損のおそれとい
うことに限定をして、それ以外のところはいろいろ
と網をくぐられないようにあえて規定を置かな
かつたということでございます。

そういうことで、一般の顧客の方が自己責任に

基づいて安心して投資を行えるような環境をこれによって担保していくという考えでこの法案を提出させていただいた次第でございます。

それから、書面を交付する等、説明の形式についてももう少し細かくということでございますが、これも同じような理屈でございます。この法案には特段の規定を置いておられないわけですが、理屈としては、例えば書面を交付するということを義務づけると、書面を置いて、渡しました、だからもうわかったでしょう、こういうふうに逆をとらえるということもあり得ます。

その場合に、書面を交付したから違法性が認定されないというふうな逆に使われる可能性も出てきて、結果として顧客に不利になることはならないではないかというふうな考え方、法案においては、やはり実質的にきちっと説明をしたということが必要だというふうにして、後は司法の判断をまつ、こういうふうになったわけでございます。

○海野義孝君 今の御答弁の問題は、業者とそれから利用者といいますが消費者といえますか顧客との間のトラブルの大きなものになる問題だと思えます。

今回のこの法案は消費者契約法と同時進行で今審議されておりますけれども、その説明義務を法的に義務づけたという問題、それに違反した場合の損害賠償の問題、違反の事項というのは具体的にどういうことかという問題等については大要明確になつていくことは多々あるわけでありまして、法案に盛り込まれていることでは解決できないようなトラブルがこれからだんだんふえてくるんじゃないか、こういうふうな思ふわけでございます。

これは悪徳業者ということだけでなくて、まさに現在の金融商品というものが、私に言わせれば、アマとプロとか、あるいはホールセールとかリテールとかいろいろなことが言われておりますけれども、根本的にこれは違いますから、その辺

は法律ですべてを規制するということはなかなか難しいので、これはやはりトラブルという形で、法律の実効性というところで問われることになってくるという点で、その辺はこれからやろうという問題があると思うんですね。

例えば、これまでは民法のルールによって、詐欺にしろ強迫にしろ、いろいろな形で司法によっての部分というのがありましたけれども、そういう裁判の場合というのはお金もかかる、時間もかかるということ、迅速にいろいろなトラブルを処理していくという面で裁判外の紛争処理制度というものをきちんとしていくということが必要じゃないかと思うんです。これは消費者団体のみならず、いろいろなところからそういったことを言われてきています。

これまではどちらかというと業界内における自主的な調停とか、いろいろな問題についてのトラブルを処理するようなのはそれぞれ団体の中で、証券界なら証券界、銀行は銀行であるわけですから、どうもそういうことになりました。業界の中でそういう公平性の問題と営利性の問題等との絡みもありまして難しい問題ですので、やはりこういう面では第三者機関というものを早期にきちんとして整備する必要があります。この法律を効果的にするためにその面を急ぐべきじゃないかと思ひますけれども、この点についての御意見を伺ひたいと思ひます。

○政務次官(林芳正君) 今、委員の御指摘のとおりであると思ひしております。裁判である程度やらなければいけないことは当然でございますが、大変に時間がかかると、実質上、裁判に行くのならもう仕方ないなということにならないように、いろいろなことを考えていかなければならぬ。その中で、今、委員からまさに御指摘がありましたように、裁判外の紛争処理制度というものを整備して、これを実効性あるものにしていくということ、金融審議会でも鋭意検討していただいております。

論点といたしまして、司法制度、いわゆる裁判内という裁判の方でございますね、また裁判を受ける権利との関係、また実施主体、一体どういう方が裁判外の紛争処理の主体になるのか、こういう問題等、今まで余り我が国になかったことでございまして、整理、解決しなければならぬ多くの問題がございまして、今引き続き検討をいただいております。

そういう意味で、委員がまさに御指摘になったように、実効性をどうやって担保するかということ、それからどうやって業者の参加を確保していくか。業者の方が、いや、私はそんなところへ行かないよと言ってしまつてこれは意味がないわけでございますから、そういうこと等いろいろ議論をしておるところでございます。

各国いろいろ苦労しておるようでございますが、前回もグローバルスタンダードというふうな御議論がありましたけれども、なかなかグローバルスタンダードというふうなものが出ておらないような状況でございます。我が国もそういう意味では、ほかで皆さんこうやっていられるからうまい、ということがない状況の中で鋭意御議論いただいております。金融審議会が検討していただいております。

○海野義孝君 村井政務次官にちょっと教えていただきたんですけれども、金融監督庁の行政の問題でございまして、御庁においては、先般、「金融サービスの電子取引の進展と監督行政」に関する報告書を公表されたというふうに聞いております。内容は知りませんが、その中で、これは新聞によると、販売、勧誘時の説明、情報提供についても検討されているということでありまして、顧客が安心して電子取引に参加できるようにはどのような仕組みが必要と考えられますか、また顧客の本人確認についてどのように実効性を確保するのかわかりような点についての御見解をお聞かせください。

○政務次官(村井仁君) ただいま海野委員御指摘のとおりでございます。金融監督庁で庁内に設

置いたしました金融サービスの電子取引等と監督行政に関する研究会で勉強を重ねまして、先般、「金融サービスの電子取引の進展と監督行政」と題する報告書を出しておるわけでございます。その検討の一番のポイントは電子金融取引で、これはいづれにしても私も避けて通ることのできないものでございますが、これを利用者にとって安全でしかも便利なものにするにはどうしたらいいか、こういう観点から検討を進めたわけでございます。

今御指摘の二点につきまして、まず電子金融取引でありますけれども利用者保護の必要性は一般の取引と何ら変わるものではないと思ひます。そういう観点から、業法上の説明義務というものは当然ひとしく適用されるべきものであるということ、さらに電子取引は対面取引ではないから、非対面性がございまして、その特性を考えますと、例えば電子メールなどによりまして顧客が説明を受けたことを確認すること、それから顧客に質問する機会を与えること、これが非常に重要だということ、実質的な説明を確保することが大切だ、こういう点が指摘されております。

それから、もう一つ大事な問題はマネーロンダリングの問題でございます。この防止のためには顧客の本人確認がどうしても必要なんですけれども、これは電子システムはなかなかやりにくうございまして、例えば口座開設時におきまして顧客が登録した住所へ書類を郵便等で送付するという形で確認する、あるいは本人確認書類を何らかの形で徴求するというような非電子的な手段の利用も含めて対応しなければならぬだろう、こんなふうに実効性の点から考えております。

いづれにしても、こういった勉強を踏まえてまして適切な対応をしまつてまいりたいと思ひます。○海野義孝君 村井次官にもう一問お願いしたいんですが、このところまた商工ローンの不祥事がいっぱい出ております。これまでも当委員会におきましていろいろと参考人あるいは証人質問等

の機会を持ちましてやりましたけれども、なかなか根の深い問題でございます。

そこで、今般、商工ローン大手の商工ファンドで有印私文書偽造容疑ということで社員が逮捕された。私どもとしては新聞報道等しか知るすべはありませんけれども、警察の事情聴取などによりますと、これもまた会社ぐるみの疑いがあるやに受けとめられるんですが、御庁としてはこのことに絡んで、金融監督庁ではこれまでこの一連の商工ローン問題についてどのように掌握されてきているか、その点について。

それとあわせて、日栄の場合は業務停止などの行政処分を科しているわけですが、今回のこの事件の推移次第ではまたそういうような問題が出てくる可能性もないではないと思います。これはまだ捜査の段階ですから何とも言えないかと思いますが、どうも今の金融商品の問題、この場合は融資の問題かもしれないんですが、やはり金融取引をめぐって大変な問題なものです。監督庁としての指導監督というものを厳しくしていかなくちやならない、こう思うんですけれども、その辺も含めてひとつ御所見をお願いします。

○政務次官(村井仁君) 海野委員はかねて商工ローン問題につきまして大変詰まった質問主意書を出しにされましたり、いろいろ御関心をお持ちいただいておりますことはよく承知をしております。

ただいま御指摘の商工ファンドの問題でございますが、これは現在捜査にかかわっていることでございますので、私どもなりに承知している点もございまして、ちょっと個別業者に関する点でございますので、具体的なお答えは差し控えていただきたいと思います。

しかしながら、まず私どもの対応でございますけれども、一般論として申し上げますと、貸金業者が貸金業規制法に違反する疑いがある場合には説明あるいは報告を求める等々いたしまして、事実関係をしっかりと把握いたしまして、法律に違反する事実が確認される場合には厳正に対処すると

いうことでございます。

先ほど日栄に対する行政処分の御指摘がございましたけれども、これも同様でございます。違法の事実がございましたら同様に厳正に行政処分などもやらせていただく、そういうことでございまして、今後とも注視してまいりたいと存じます。

○海野義孝君 どうもありがとうございます。以上で終わります。

○櫻井充君 民主党・新緑風会の櫻井充です。

法案の審議の前に、まずNPO法人に対する課税について伺いたいんですが、介護サービスを提供するNPO法人に対して課税するというふうに新聞報道がございましたが、なぜこのようなNPO法人に課税しなければいけないのか、その目的等について御説明願いたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) NPO法人を含めまして公益法人につきまして、収益事業から生ずる所得に対しては法人税を課する、収益事業に属さないものは法人税を課しません、収益事業に属するものは法人税を課するというのが規定の根本でございます。それは申すまでもなく民間企業が行います収益事業と競合関係に立ちますので、課税の公平、中立性という観点からでございます。

そこで、当然のことですが、収益事業とは何かということを定義する必要があります。法人税法の施行令で物品販売業を初め三十三の業種を挙げまして、これらは収益事業である、これに属さないものは非収益事業である、収益事業には課税をする、そういう法の趣旨に基づきまして、NPO法人の行うサービスの中で収益事業と考えられるものは課税をする、こういうことでございます。

○櫻井充君 しかし、同じ介護サービスを提供している社会福祉法人に対しては課税をしていないわけですね。つまり、両方とも非営利ということをやっているわけであって、その点から考えれば整合性がないように思えますが、いかがでござ

いましょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) いわゆる介護保険法の介護サービス事業はたくさんある。医療法人も営んでおります。あるいは生協、農協と言われるような協同組合もやっております。一般の公益法人もやっております。さまたまな事業主体がございまして、その中で、法人税法上、医療保健業の収益事業に該当するものは課税ということでございます。

御質問の趣旨は、しかしながらいわゆる社会福祉法人の営むものについては同じ内容のものであっても免税をしているんじゃないか、こういうお尋ねでございます。

これにつきまして、政府としての考え方は、つまり社会福祉法人の営むものだけ例外的に収益事業から除外されていることの理由は、社会福祉法人が社会福祉という一般的に公益性の高い目的に専ら奉仕している法人であること、したがって法律上、設立、管理、監督に関して厳密な、厳格な内容の規定が設けられておること、またそれに必要な設備施設等についても少なくとも最小限の、ミニマムなものを保有することを要求されておること等々、また社会福祉法人が生活困難者のような人に対して無料あるいは低額で保障しているといったような、社会福祉法人の持つ社会的な責務とそれに求められておる要件というものを特に厳しくしておる、そういう理由をもって社会福祉法人が営んでおりますときにはこれを収益事業から除外しておるというのが政府の今までの考え方でございます。

○櫻井充君 確かに、社会福祉法人という名前からすれば社会福祉を行っていることになるのかもしれない。しかし、介護サービスを提供している、NPOという名前かもしれないけれども、社会福祉を行っているという点では全く同じではないでしょうか。

ですから、その名前からということではなくてやっている内容から考えれば、こういうNPOに

課税するというのはやはり整合性がとれないように思いますが、もう一度御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) もう少し事情は複雑でございます。確かに社会福祉法人というものが求められておる特殊な地位あるいは責務、それについての監督等々から、同じことをやっておても、社会福祉法人についてはそういうことも認めておる。しかし、仮に同じことをやっておればNPOでも同じではないかという御議論は私は確かにあるだろうと思います。

これから介護サービスが行われることになりまして、一番厳しいジャンルにいるのは社会福祉法人でございます。その次に公益法人というものがございまして、その次にNPOがございまして、それから、一番こちらに民間法人、営利法人があるわけで、みんなが同じことをやっておるかどうかということ、そのところは私はいろいろ議論が存在するところだろうと思っております。殊に今回、介護サービス事業というものがこれから行われる、そしてNPO法人がそれをどのように行うだろうかということはこれから実は見ていくべき問題だろうと私自身は思っております。

そういう立場からいいますと、全く同じことをやっている社会福祉法人は収益事業ではない、非課税である、NPOは課税だというだけの説明ではちょっと私は十分でないだろうという思いはしております。今後NPOがどういう事業をするかによりまして、同じことが公益法人についても言えることになりまして、公益法人にしてもNPO法人にしても、内容いかんによつてはそれは収益事業ではないというふうに認定する場合があるかもしれない、あるいはそういうことが考えられるのではないかと、あるいはそういうことが考えられます。今後NPO法人のやりまます介護事業の内容に従いまして、ここは新しく考え方を打ち出していくかなきゃならぬのかもしれないと思います。

御質問の趣旨に全く聞く耳も持たないという気持ちで伺っているのではないので、そういうことを考える必要があるかもしれないというところは注意して見てまいりたいと思っております。

○櫻井充君 なぜこういう質問をしているかといふと、NPOというものを政府がどうとらえているかということになるんだと思うんです。つまり、今後NPOがどんどんアメリカのようにふえていって、そしてアメリカのように行政の一部を担っていくような形で育っていったらいいと思っているのか。今回こういう形で課税してしまおうと、参入しようと思っていたNPOとて撤退してしまふんじゃないか、日本にNPOが育たないんじゃないかという心配をしているんです。

今、大蔵大臣はどういうことをやるのか少し見てからというふうにおっしゃいました。これは、税をかける、それを決定してからNPOの活動をごらんになるんでしょうか、それとももう少し様子を見てから、このぐらいの収入であればということと法人税をかけることを決定されるんでしょうか、その点について伺いたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御心配の点、殊に御心配のもとにある点は私も実はわかっていないわけではございません。

NPOというものが誕生したときに、何となく最初警戒の目を持って見られていたという時代を私は知っていますが、その後、急速にNPOというものが成長してきて、そして社会との関連というものも新しくいろんな意味で見直されている、そういう変化の時代にあると思います。NPOは御承知のように公益法人とか社会福祉法人とかというものと違っていて自然に誕生するわけですから、それに法的な一種の枠組みを与えるか与えないかということとは二三年ぐらいの間に決めなければならないという立場に政府はおります。

NPOの本質上、政府の監督を受けないのがNPOでございますので、政府というのはいかに指すかと。一遍、経済企画庁を指すということに

なっていますけれども、しかしそれによって免税が行われたり行われなかったりすることは余り合理的でないもので、やはり免税団体にするかしないかというところはNPOのこれから仕事の仕方によってだれかが決めていかなければならない問題であります。課税の問題であればあるいは大蔵省か国税庁であるのかもしれませんが、それはいわゆる収益であるか非収益であるかという実態を判断してこれから具体的に決めていかなければならない問題であります。

私が国税庁の諸君に申し上げておきますことは、かつてNPOというののに対してある種の偏見を持っておったとすればそれはやめた方がいい、現実社会のためにどういう仕事をしたいのかというところを正面から見て行政をした方がいいということを実は申し上げておきます。まだ多少時間がございませうけれども、そういう立場からNPOに対する課税の問題、法人格の問題というのはこれから新しく決めていかなきゃならない問題である。櫻井委員の冒頭におっしゃいました危惧については私もわかっております。

○櫻井充君 NPO自体の運営というのは非常に厳しい状況にあって、しかも運営資金を得るために今どういう方向に向かっているかというところ、NPOに寄附した場合に、その寄附行為、寄附をした人たちの税制を優遇しようというふうな動向に動いていくわけですか。その動きとこのNPOに法人税をかけるという動きは全く逆行しているような気がするんです。

もう一点伺いたいのは、では例えばNPO法人に課税した場合、税収は幾らぐらいだということに予想されているんでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 前段のところですけれども、まさにそういうことなんです。それならNPOなら何でもいいのか、そういうわけにもまいらないところ、これはどうしても公益法人にしるはかの団体が規制を受けておりますから、そこは難しいところで、そこで個々のNPOの活動に即して判断をしなければならぬだろう、こう考

えておるわけでございます。

○櫻井充君 税収の問題については、私は税収のことは考えたことがありません。税収が欲しいからNPOに課税しようというふうな気持ちは持っておりません。普通に納税していただく方には納税していただくというだけのことで、その中で、これはもう非課税でいいんだと、ほかの団体等と比べて非課税に値する、非収益であるということであれば、それが幾らになっても大した問題じゃありません。

○櫻井充君 ぜひお願いなんです、NPOが海のものとも山のものともわからないというふうな御発言がありました。まじめにきちんとした形で参入しようとしている方々も数多くいらっしゃると思います。ですから、活動をきちんともう少し見ていただいた上で判断していただきたい。課税すべきかどうかということについて早急に決定するのではなくて、大臣も先ほどおっしゃっていらっしゃったけれども、様子を見なきゃいけないだろうというお話がありました。ですから、ぜひしばらく様子を見た上で、これなら課税対象になるとかならないというふうな決定していただきたいというところを要望しておきたいと思っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) 海のものとも山のものとも申し上げたつもりはございません。私が申し上げたのは、NPO全体をどうするということではなくて、一つ一つの具体的なNPOの活動に従って判断をしていくべきだと思います。最終的に櫻井委員の言われたような、大変に急いでNPO全部に課税と、そんなような行政をするつもりはございません。

○櫻井充君 どうも申しわけございません。それでは、金融商品の販売等に関する法律案について質問させていただきます。この法律案に定める金融商品というのはどのような基準で決められたのか、まずこの点について御説明願います。

○政務次官(林芳正君) 金融商品の基準というお尋ねでございますが、一般には金融商品とは物

やサービスそのものの取引ではなくて、キャッシュフローが移動する、いわゆる資金を配分する、またリスク負担の変更、リスクをどうやって配分するかというふうなものを取引内容とするということが一応の判断基準になっておると考えられておるところでございます。

○櫻井充君 本法案におきまして、金融商品の販売というものの対象になる金融商品については、そういう基準に照らしつつ、本法案によって顧客の保護を図る必要があると認められたものについて列挙しておるところでございます。

○政務次官(林芳正君) 今、委員がおっしゃったのは多分説明義務のところの条文を引いてのことだと思いますけれども、それは説明義務がそういうおそれがあるということを説明しなければならぬということとございまして、そういうリスクがないものは最初からカテゴリ外、金融商品ではないということではなくて、先ほど私が御説明したように、金融商品というものはこういうものであって、その商品にそういうリスクがあるかないかを含めて説明しなければならぬというのが後段の説明義務のところの定義に入っておるものだというふうに承知しております。

○櫻井充君 金融商品から商品先物が除外されているというのは、リスクという点を考えれば、この商品自体が外れてくるというのはいちよとおかしいような気がするんですけれども。

○政務次官(林芳正君) 冒頭に申し上げましたように、金融商品の定義のところでは物やサービスそのものの取引ではないというものととの定義がございまして、これは衆議院でも議論になったところでございます。委員も本会議で御質問になったかもしれませんが、商品先物取引については商

品という物の売買取引ということで本法の適用対象にならない、こういうことでございます。

○櫻井充君 そうしますと、この法案で定められない場合にはこの商品先物というものは消費者契約法の中にも入りませんよね。消費者契約法の中に、例えばこういう商品、商品でないからなのかもしませんけれども、その販売等に関して説明する義務の商品の中に入っていないということですよ。

○政務次官(林方正君) 消費者契約法は我が省の所管ではございませんけれども、消費者契約法の方は、私の理解によりますと、たしか契約の意思表示の方の特則ということでございまして、それらの方に該当すれば金融商品でなくても消費者契約法に該当することは幾らでもあるわけでございます。先生が今おっしゃった商品先物についても、そちらの方の要件に該当すれば消費者契約法の対象にはなり得るということでございます。

○櫻井充君 ちょっと基本的に教えていただきたいんですが、商品先物というのは少なくともリスクは伴うものですよ。

○政務次官(林方正君) 物の売買一般といえますか、すべての契約にはいろんなリスクがあるわけでございますから、商品先物についてもいろんなリスクが全くないかという、そういうわけにはならないんですが、その前段の、要するに金融商品かどうかというところでまず切って、その中で先ほど委員がおっしゃった二条の中の定義が出てくる、こういう構成になっておるといことだと思ひます。

○櫻井充君 つまり、この法案というのは割と今まで個別法で縦割りに決まっていたものを横断的にしようというふうなことで決められた法律だと思ひます。そういう意味からいっても、横断的に考えてくれば商品かどうかというその、法案の定義を今おっしゃいましたけれども、かなり高いリスクがあると思いますが、そういう意味から考えてくれば、本来であれば加えるべきものではないんじゃないか。

○政務次官(林方正君) そこは御議論があるところかも知れません。私も消費者契約法案の方のときに衆議院に呼ばれて、たしか枝野先生だっただと思ひますが、同じような御議論をいたした記憶が今よみがえってまいりました。

確かに、リスクが全くないかどうかは、多分商品先物については契約独特のリスクというものはあるのかもしれないけれども、リスクがあるものを全部金融商品ということに定義してそれを全部保護するという法律ではなくて、あくまで金融商品というもののについての法律がこれでございます。

先ほど委員がおっしゃったように、消費者契約法案というのは消費者保護の立場で民法の意思表示のところの特例ということで定めておりますから、そちらの方は広く消費者を保護するというところでございまして、こちらは法律の名前に書いてありますようにあくまで金融商品の販売に関するいろんな事項を定めた法律ということでございすから、そこはカテゴリー外、違うということになるのではないかと思います。

○櫻井充君 商品先物のときにお金の移動というのはないんですか。

○政務次官(林方正君) 商品先物については直接所管をしておりますけれども、私の個人的な経験によりますと、たしか証拠金とかなんとかいうのを払ってやるんではなかったかと思ひますからお金は移動すると思ひますが、物の売買をしてもお金は移動するわけですね、買い手から売り手に。ですから、それは別に商品先物でなくても普通のもの、商品先物が普通でないかどうかは別として、普通にリンゴやミカンを買ってもお金は移動するのではないかな、そういうふうと思ひます。

○櫻井充君 でも、先ほどキャッシュフローとおっしゃいましたよね。ですから、そういう意味からすれば当然入ってくるべきものじゃないかというふうに思ひますが、まあではしょうがないです。

では、ついでに、郵便貯金と簡保も除外されておりますよね。これはなぜなんですか。

○政務次官(林方正君) 郵便貯金、それから簡易保険についてはなぜ除外されたかということでございますが、郵便貯金も簡保も一般的には金融商品でございますから基本的に一般の民事ルールに従うものでありますけれども、これを除外した理由は、郵便貯金の場合は郵便貯金法の規定により、それから簡易保険の場合は簡易生命保険法の規定がそれぞれございまして、郵貯の場合、元本及び利子の支払いは国が保証しておるところでございまして、元本欠損のおそれがないという特性がございまして、それから、簡易生命保険の方は保険金等の支払いを国が保証しておりますから、金利や通貨のいわゆるマーケットリスクは保険の契約者には行かないということでございまして、そういう特性があるということで、この適用対象にする必要がないということで除外をしておるといことでございます。

○櫻井充君 そうしますと、民間の金融機関の方々というのは商品を説明しなければいけないという義務を負わされるわけですが、官の場合にはそういう説明が一切免除されるということになりますよね。

○政務次官(林方正君) 結論からするとそういうことになるのかもしれないんですが、この法律の趣旨は金融商品の販売に関するルールを定めることによつて金融商品を買う方を保護するというところで、その保護する必要がある場合は今申し上げた理由によつてないということと適用が除外されていくということになるのではないかと思います。

○櫻井充君 それでは、説明義務項目の中に商品の構造というふうなものを加えていくべきではないか、説明する際に、これが欠けているんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○政務次官(林方正君) 先ほど野野委員のときにもこういう御議論があったと思ひますが、櫻井先生がおっしゃるように、確かに商品の構造をき

ちっと、こういうものでこういう構造だから株価がこれだけ行くとかが為替がこれだけ行くとというふうな説明を義務づけた方がいんじゃないかというところでございまして、先ほどの形式的な書面の交付とかというのと一緒で、こういうことをやれというふうに決めますと、それ以外のことを説明しなかった場合はこの説明義務が逃れられるのではないかと、そういうふうなこともあるという御議論もありまして、要するに一番本質的な元本欠損のおそれがある、そしてその原因となる事由を説明するというのが重要な事項であるという定め方をしておるところでございます。

法案を読んでいただいていると思ひますけれども、それを説明していく中で全くその構造に触れずにそこに定めてあるようなことを説明するというのはなかなか難しいと私も思ひます。重要事項を説明していく中で当然その商品の構造等は説明されることになると思ひますけれども、構造をこれこれこういう構造ということでごへ定めて書くと、その裏をかかれて、これだけ説明したからあとはいんだらうということになりかねないというところで、本質的な今の元本欠損という一番大事なところを定めたというのが今回の経緯でございます。

○櫻井充君 商品の構造というのは一番根本的なことじゃないですか。医者的な感覚で大変申しわけございせんが、我々は患者さんたちを検査する場合に承諾書というのを必ずとりまして、そのとき、まず、あなたはどのような病気の可能性があるからこういう検査、例えば狭心症の可能性があるから心臓のカテーテル検査をやってください、心臓のカテーテル検査をやると大体千人から千五百人に一例が検査中に亡くなりますと、こういうふうなリスクをきちんと説明した上で、そしてそのカテーテルは足の動脈のところから管を入れて造影剤を使いますとか、そういうことを全部含めて説明した上で同意書をとっているんですよ。そ

うやって医師と患者さんとの間のトラブルになるだけ減らそうというふうにしてはいるわけでは

○政務次官(林芳正君) 医療については私は専門ではありませんが、先生がおっしゃっているように、こういう病氣というところが多分こういうリスクで元本欠損が行われることがあり得ますというところでございまして、ではその病氣の前提となっている胃というのはこういう構造でございしますとか、心臓はこういう構造でございしますというところまで御説明されるのかなというような気がしました。余計なことを申し上げましたけれども。

その構造のところは、説明の元本欠損のおそれがあるという点を相手にきちっと御認識していただいているかどうかという点の中で、当然それをしていなくてリスクがちゃんとわかっていなければ、それは裁判に行ったときに説明していなかったことになるわけですから、この元本欠損のおそれがあるという点を説明して理解してもらうために、必要であれば構造というものもきちっと説明しなければならぬ。

私は先ほど申し上げたように、大体的場合においては構造を説明しないで元本の欠損のおそれがあるということを相手に納得させるというのはなかなか難しいと思いますから、そういう意味では当然にその構造も入ってきますが、一方で、構造を定めて、この構造この構造というふうに明記をして、ではそれ以外のいろんな商品が出てきたら明記の場合に、構造はここまでしか書いていないからそれだけしか説明しなくてそれで足れりということになつては困るということであえて書いていないということを御理解賜りたいと思います。

○櫻井充君 この法案に商品の構造について説明するといふ一文を加えて何か不都合な点があるん

○政務次官(林芳正君) 今申し上げたとおりでございます。まして、構造ということを書きますと、では構造というものの定義は何かと。構造というのはいとこれとこれだということふうになりますと、そこまで説明すれば、商品がいろいろ発展してきまして本当に重要な構造があった場合でもそれはいいということになりかねないということだと思ひます。

○櫻井充君　だって、リスクの説明をする際に商品の構造は話さなきゃいけないとおっしゃっているじゃないですか。そうおっしゃいましたよね。

○政務次官(林芳正君) はい。ですから、当然法律で決めてありますのは、相手に元本割れのリスクがあるということを認識してもらおうということが本質でございまして、それをするために必要であれば構造を説明すると。

多分、大概の場合においてはそれが必要になるだろうというところでございますが、それを法律で書きますと今私が申し上げましたようにいろんな問題が出てくるのでそこは書いていないというところでございます。

○横井充君 自己責任というところも必要なことだと思ふんです。つまり、リスクだけを、極端に言えば、ここに書いてあるとおりとあえずリスクだけを説明するということになれば、本人に

よ。構造を初めて知れば、その人が勉強すれば今度はこういふふうなリスクも出るかもしれないとか、いろいろなことがきちんとわかってくるわけですよ。

造について説明するというのを加えること自体
 何ら問題ないし、むしろそういうふうに加えてお
 くべきことなんじゃないかと思ひますけれども
 ○政務次官(林芳正君) 何となく議論がすれ違つ
 ているような気がしているんですが、要するに、

書きますと、では構造という定義は何ですかと、これとこれとこれ、必ずさういうふうになるもの

マーケットリスクによってこうなります。それから
 あとクレジットリスクのところも書いてありますが、
 そういう説明をするわけですから、委員が「そう
 今おっしゃったように、この商品は元本割れのリス
 スクがありますと、単にそれだけを言うて相手が
 納得するということではなくて、どういう仕組み
 になっているからこういうリスクが市場がこうな
 った場合はこうなります、そういう説明をして」

相手がちやんとわかつたということが要件であり
ますから、当然その説明をするときには構造に全
く触れなくて説明ができるとはなかなか考えられ
ないわけですが、一方でさっき言ったよ

ておるということです。

○櫻井充君　そうしますと、目的のところに「顧客の保護を図り」というふうにございます。その顧客の保護を図るために、今この条文に書かれて

○政務次官(林芳正君)ですから、何度も申し上げて、

けているように、本質的な部分は、この商品はこういうものであるから元本割れというリスクがありますということをきちっと納得していただく上で、それでもよければお買い上げいただきますということをきちっとやりなさいというのが

この法律の趣旨でございまして、そこが本質的に担保されていれば顧客の保護は図られておる。例えば形式的に構造を枝葉末節でこれとこれとということだけを言ったからもういいだろうとということよりは、そちらの本質を重視することによって顧客の保護を図るという趣旨だと思いま

○櫻井充君 顧客の保護という点でもう一つお伺

そうすると、本来ですと、その法律のところを説明するということではなくて顧客に理解してもらおうというふうに書いた方が本来のこの法案の目的を達成できるんじゃないかというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○政務次官(林芳正君) 委員の御指摘はよく理解できるんです。ただ、これは法律でございまして、この法律によつて最終的には裁判で争うとい

うこともあるわけですが、そこまでのことを考えますと、では相手が、相手の心の中でございませう、内心では本当に理解したかというのを、裁判に行つてあのときあなたはああいう顔

をしたからわかっただろうとか、そういうことを立証できるかという問題になるわけでございまして、内心の問題としてこれは非常に困難な問題であり、事実上困難なことを法律として義務づけることは適当ではないというふうに考えて

そういった意味で、今ここに入っております説明義務というのは、一般的な大多數の顧客にとってリスクを理解することができる程度のものといえます。

うことであくまで外形的な基準で定められるところでございます。あとはその基準に合致しているかどうかを司法の場で判断していただくというところになるかと思えます。

○櫻井充君 説明は何のためにするかというと、

くといふですけれども、理解してもらうために敢て明するわけですよ。その点に關してはよろしいですか。

○政務次官(林方正君) 精神としてはまさに相手に理解してもらわなきゃいけないわけですから、それは裁判において最終的には争われるということも

うに思ふんです。立証責任とか法律といふ材料の中では、法律に内心のところまで義務づける

というのは適当ではない。要するに、外形的にきちっと担保できるものでないものを書いても、それを相手に、逆に裁判になりまして顧客の方が、いや、あのときはわかったと言ったけれども実はわかっていなかったんだと、こういうことを言われまうとどうしようもないわけだ。

ですから、あくまで説明する側としては、こういうことを説明しましたという外形的にきちっとしますが、そういう義務を定めて、それがきちっと行われているかどうかを裁判で判断していただくということになるかと思ひます。

○櫻井充君 ちよつとおかしいと思うんですけれども、説明するのは理解をしてもらうためです。ね。中のことまでわからないからそこまで踏み込めないというお話ですが、理解をしてもらうために説明をしているんです。説明のための説明じゃないんです。業者側が自分たちの立場を保護するために、私たちは説明しましたと言うために決まっているわけじゃないんです。顧客の保護を図るといふのは、相手に説明した上で理解してもらおうというところが大事なんじゃないですか。

我々医者の世界にはインフォームド・コンセントが導入されています。インフォームド・コンセントというのは日本語で説明と同意と訳されていますが、これは大きな間違いです。我々が説明したものをただ同意しないということじゃありません。その間に理解という言葉が本来入らなさいいけないわけです。説明した上で理解して、それで同意してくださいということなんです。これだつて全く同じじゃないですか。説明だけすればいいということではないとすれば、やはりこの法文のところは顧客に理解を求めるといふふうにした方がはつきりすると思うんです。

○政務次官(林芳正君) 医療に踏み込むとまた余計なことを言うかもしれないんですが、では先生がこういう説明をして、相手が理解したと。要するに外形的には相手がそう言った場合もあるかもしれないが、それが裁判に行つて、あのときはお医者さんの先生が説明してくれたからそう言ったけれど

も、本当は理解していなかったというふうなことも実際の裁判ではあり得るわけだ。ございまして、ではそこまでお医者さんの先生に義務づけるか、それが法律でございまして。

ですから、そういう意味では先生がおっしゃる通りに判例におきましても顧客の理解というところに言及しているような判例もあるのだから、この言及しながら、やはり個々のケースごとにいろいろな事情を見て、民法の総則のところにございます信義誠実ということに照らして、顧客がリスクを理解できる程度の丁寧な説明を業者に負わす、こういう形になっておるわけだ。ございまして、そこは法律の規定ぶりとしてはそういうことになるということをお断りいただきたいと思います。

○櫻井充君 どうにも納得いかないんですけれども、つまり今の話からすると、説明することが大事なんだと、理解は裁判になったときにどうだということになるわけだ。説明する形が大事であつて、説明したかしないかという議論なんだということになります。説明した上で、やっぱり理解しているか理解していないかというところが本来大事なんじゃないんですか。

○政務次官(林芳正君) 今申し上げましたように、もちろん説明をするというのは理解してもらおうと思つて説明をするわけだ。ございまして、先ほどの裁判の例でも丁寧な説明を業者に求めておりました。顧客が本当に理解したかどうかという内心の問題を現実に確認することまでは裁判も求めておらないということだ。ございまして。

それは、先ほど申し上げましたように、お医者さんが説明して、そこでうんうんと言つたけれども、後で、いや、あのときわかつていなかったと、そこまでお医者さんに求めても、それはやはり難しい問題がある。法律というものは裁判のときのルールになるわけだ。ございまして、余り一方に偏つて、患者さんが何を言つてもいいんだ、それから顧客が何を言つても顧客の言うとおりにするんだ

というわけにはならないのではないかと。ふうん。考えているところだ。ございまして。

○櫻井充君 自分たちの都合のよく説明することなんてよくあるわけだ。

例えば商工ファンドを例にとりますと、根保証のときに四こ漫画をかいておるから非常にわかりやすいんだという話をしているんだ。だけれども、彼らがかいておるのはどういうのかという、根保証という枠が決まつておるんだ。これ以上借金がふえなくていいんだというふうに書いてあるんです。安心だねと書いてあるんです。違つたわけだ。二百万を目的で借りたというところがわかつていて、実は枠は一千万とあつて、保証人になつておる方は二百万だと思つて契約しているわけだ。それなのに、漫画でかいておるのは全然違つたというか、顧客にとって全く違つたような説明がなされておるわけだ。業者にとつて非常に都合のいい説明がなされておるわけだ。

だから、説明だけすればいいというもののじゃないんじやないか。何を言つておるんです。

○政務次官(林芳正君) 個々のケースについてはまたいろいろ認定があると思ひますが、委員が今御指摘になつたようなケースでは、やはり今の法案に従つて説明義務をきちつと果たしたというところにはならないのではないかと。それ以上のリスクが実際に存しているわけだ。そこは漫画にかいていないということであれば、それはそもそも説明義務を果たしていないということになりますから、やはりきちつとあらゆるリスクを説明して相手に理解してもらへるようになる。

ただ、本当に理解したと、相手の心の中まで説明する人に裁判で立証をさせるのは難しいだろうというのが今の裁判の個々のケースの判例である。こういうことを御説明申し上げておるだけで、相手はうなずきもしないのに、おれが言つたからそれで終わらだというわけではない。これは御理解いただきたいと思ひます。

○櫻井充君 済みませんが、説明したとかしない

というのはどうやって証明できるんですか。

○政務次官(林芳正君) それは裁判におきましていろいろなやりとりがあるのではないかと、こういうふうには思ひます。ですから、まず今回の場合は説明をするということが義務づけられたわけだ。ございまして、説明をきちつとしたということをその業者の方が裁判において、私はこうこういうことでやりましたということを主張しなければならぬということになるわけだ。ございまして、それについて反論が顧客の方からあればいい。やつて、最終的には裁判官が判断をする、こういうことになるのではないかと。思ひます。

○櫻井充君 結局、そこは言つた言わぬ論です。ね。従来どおりと余り変わつていないんじやないかという気がするんです。つまり、言つた言わぬで一番最終的にめめるのは何かというところ、これは想像するんですが、恐らく説明したのか説明していないのかというところが最後に問題になるんだと思ひます。ですから、我々が承諾書というふうなものをいただいているのも、我々がこういうことをきちつと説明したというところを書いた上で、そして署名していただいている。

そういうことから考えたときに、先ほど海野委員の方からありました、文書なりなんなりというふうなものを、きちつと書面交付なりなんなりするようないない、その言つた言わぬ論で、随分顧客にとつてきつちんと立証しにくい状況にあるんじやないかというふうには思ひます。

○政務次官(林芳正君) 今の裁判では、まさに委員がおっしゃつたように、もともと説明をするという義務が今の段階では、この法案が通る前段階ではありませんが、そういうことで原告側が非常に困難を感じておることはある。これは私に聞いておられます。だから、そういうことも踏まえて、今回は説明は義務です。ということをきつたりと決めまして、義務があることをきつたりとやつたかというの、まず業者側が説明をしななければならぬということに変わったわけだ。ございまして。

○櫻井充君 済みませんが、説明したとかしない

○政務次官(林芳正君) 済みませんが、説明したとかしない

○政務次官(林芳正君) 済みませんが、説明したとかしない

民法の特則で、民法のすぐ上に来るような横断的な非常に広い法律でございまして、クリーニングオフは非常に一方でいい面もあるわけでございませうけれども、一方的に解除ができるということとでございまして、顧客の方から、そうしますと、いわゆる取引の安定性というものが阻害をされる、それから取引に介するいろいろな第三者もいるわけですね、この人たちにも不測の損害があるというデメリットの方もございまして、今回は全体的にやる民法の大きな特則をつくるという意味ではクリーニングオフというのは導入しない、こういうふうに決めたところでございまして。

○櫻井充君 業者を信用してないわけではないんですけれども、やはりきちんとした説明がされるかどうか、しかも相手にわかるように説明されるかどうか。

それから、その人が後でほかの人たちに聞いてみたときに、本来だったらその場で契約しなければ一番いいんだと思いますが、今までのやり方を見ていると、その場でもかなり強引に契約させられているような例もございまして、ですから、そういう人々を救うてくるといふ点で考えれば、こういう制度がまた必要なんじゃないかというふうに思っています。

一方で、それは業者の立場でいえばというふうにおっしゃいますけれども、顧客の保護という観点に立つのであればこういう制度があってもいいんじゃないかなと思います。

○政務次官(林芳正君) 当然、顧客の立場でいろんな画期的なことをやっておるわけでございまして、そのクリーニングオフで契約を解除するということではなくて、損害賠償の請求ができるという不法行為の特則でやっているわけでございまして、金融商品でお金のやりとりをするわけですから、実質的にはそこでお金を取り戻せると、不法行為のところ。

それから、先ほど消費者契約法にお触れになりましたが、消費者契約法は民法の意思表示のところの特則でございまして、契約の取り消しとい

うことがそこにあるわけでございまして。もちろん、金融商品になっていくからあつち適用されないというところは先ほど申し上げたとおりでございます。消費者契約法の方では契約の解除とか取り消しというものが意思表示の特則として定められておるわけでございまして、その条件に該当すれば、委員が今まさにおっしゃったように、無理やり強迫をしたり詐欺の方法をやった場合は、これは民法の本則にもあるわけでございまして、それをさらに消費者契約法で拡大しておりますので、そちらの対象でも救済が可能になるケースがあるのではないかとこのように思っております。

○櫻井充君 それから、今、勧誘というかその話になったんですけれども、これは今回の法律で言うところの程度業者に任せるという感じになっております。しかし、商工ローンの業者のことだけ出して大変申しわけないんですけれども、ああいふ業者を見ておきますと、それとは違ふんだというふうな言われてしまえばそこまでですが、勧誘方法等についてももう少しきちんと定められなかったのかなと。

例えば、十分理解ができないようなひとり暮らしのお年寄りもこういう商品を売られて大分苦労されているわけですから、こういう人々には販売行為を規制するとか、そういうような規制などは市場原理からいってちょっと無理なのかもしれないけれども、その辺についてはいかがでございませうか。

○政務次官(林芳正君) 今、委員がおっしゃったようなケースというのはよく報道もされますし、大変気の毒だなと、委員も私も同じように思っております。おとすんですが、先ほど来の議論の流れで、一般的なルールを定めようという中でそういう方のケースをどうしていくのか、こういうふうなことになるんだと思うんです。それで、本法案においての説明義務は、先ほど申し上げましたように、一般の大多数の顧客にとってリスクを理解できるということになっております。

委員がおっしゃったことは適合性の原則みたいなことになるんじゃないかなと思うんですが、きちんと説明をしても十分理解できないひとり暮らしのお年寄りみたいなケースを含めて、ごく一部のお客さんに対してはもう少し丁寧に説明をすることが必要になるというところは十分考えられるわけでございまして、先ほど海野先生のように申し上げましたように、コンプライアンスということとでその公表を義務づけて、過料で担保して公表を義務づけてきつとこまでやりましますというところをやっているというコンプライアンスの面の対応と、それから民法の最初の方の信義誠実の原則というところとがございまして、こちらで業者の損害賠償の責任の追及という道もあるわけでございまして、こういうことでその保護を図っていくというところになるのではないかとこのように思っています。

○櫻井充君 それでは次に、SPC法についてちょっとお伺いしたいんですけれども、SPC法施行後の現状について、どの程度その流動化が図られたのか、まずこの点について御説明願いたいと思います。

○政府参考人(乾文男君) SPC法は平成十年九月に施行されましたから一年半余り経過するわけでございまして、これまで三十九社の登録がございました。

それから、流動化計画におきまして二兆一千四百億円の資産対応証券が発行される予定となっております。そのうち現実には六千九百億円の証券の募集が行われております。

また、SPC制度を用いました証券化の状況を資産別に見ますと、資産流動化計画ベースでは、不動産が三百三十三億円、不動産の信託受益権が五千四百七十三億円、指名金銭債権が四千八百億円、指名金銭債権の信託受益権が一兆八百五十億円となっております。そのうち、これまでに実際に募集が行われましたのが不動産で百九十七億円、不動産の信託受益権で千三百五十一億円、指名金銭債権で三千三百十五億円、指名金銭債権の信託

受益権で二千五百七十七億円となっているところでございまして。

○櫻井充君 それでは、法改正して使い勝手がかなりよくなるということなんですけれども、大体どの程度効果があるというふうにお考えなんでしょうか。

○政務次官(林芳正君) 幾つぐらいこれをやったらふえるんだというの、委員も御承知のように我が国も自由主義経済でございまして、なかなか難しいところがあるんですが、この間の議論でも申し上げましたように、私の好きな音楽で言いますとデビッド・ボウイ・ボンドみたいなものも何か外国であるそうでございまして、著作権とかCDの版權みたいなものまで含めて、財産権すべてについてできるということになるわけでございまして、いろんな知恵の出しようが大変ふえたというふうな思っております。

そういう意味では、いろんな御要望があつて、SPC法はなかなか使いにくいというところもあった中で、そういうことをいろいろお聞きして今回の改正をいたしましたから、かなり期待をしていいてはならないかというふうに思っているところでございまして。

○櫻井充君 期待しております。それから、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案についてですけれども、今度、株式会社化されますが、これまでの会員権に認められていた取引に参加する権利と経営権というのとはどういう形で担保されるようになるのでしょうか。

○政務次官(林芳正君) 今までの会員の方がどういふふうになっていくのかということとでございまして、今の会員組織におきまして取引所の会員というの、取引に参加する権利と、それから出資者としての経営に関する権利を有しておるわけでございまして。

今度、株式会社になった場合はこの二つの権利が分離をされて、まず取引に参加する権利の方はそれぞれの証券会社が今度は証券取引所との

間の契約をいたしまして取引に参加する権利を有するということになります。それから、出資者としては、今度は株主になるわけですから、一般のそこに戻りまして、商法の規定等に基づきまして経営に関与する、こういうことになるわけでございます。

○櫻井充君 今度、株式会社化された場合に、コーポレートガバナンスというが、そういうことが要求されるようになりますが、ちょっと基本的なことを伺いたいんですけれども、こういう証券取引所の主たる収入というのは一体何なんですか。

○政務次官(林芳正君) ちょっとと通告がなかったものであれでございますが、今度、取引所をやるわけですから、例えば上場するとき手数料を払うとか取引に対して手数料を払う、こういうものが主な収入源になってくると思われまします。

○櫻井充君 そうすると、上場すればするほど取引所は収益が得られるということになるんだらうと思えます。そうやってきた場合に、一部心配されているのは、例えば暴力団の資金源にならないかと、またどんだん上場されていって、金だけ集めてそこで倒産させてしまおうかというような形で新しい資金源にならないだろうかという話も出ております。

そうすると、上場させた証券取引所になります。ある会社を上場させた場合に、そういうことが起こった場合には証券取引所自体に責任というものは出てくるものなんでしょうか。

○政務次官(林芳正君) 新規に上場した会社が一月か月と短期の間ということであって、その場合はどうなるのかということでございますが、上場審査の際に、大前提としては、証券取引所ですからきちっと審査をしてディスクロをやって、そのディスクロに基づいていろんな方が投資をされるということでございますから、特にこういうふうな競争状態になりますと、余りむちゃくちゃなことをやっていると、今申し上げましたその前提として、だれもあそこ市場で買わなくなる、こうい

うことが長期的にはあると思うんです。その前提で公益性というものがあつたわけですから、そういう意味では、上場審査の際に上場審査基準というのをきちっと定めて、それに基づいて審査をすることになっておりまして、それも含めて免許の条件、定款の中の細かい規定ということにこれはなると思ひますので、そういうことで公的にもそれは担保されておるということでございます。

一般に、例えば本場にきちっと審査をしておつて、株式市場が急変したとか外的な要因でなつた場合までその責任をとるわけにはいかないというところは委員も御理解いただけたらと思うんですが、そういうことではなくて、もともと審査が甘かったり基準がおかしいという場合は、公的なコントロールと、それからほかとの競争によって市場原理でも排除されていくものになる、こういうふうな考えでおるところでございます。

○櫻井充君 ちょっとと通告してなくて申しわけないんですが、例えば光通信なんかあれだけ株が大暴落して株主が相当損失を受けているわけですが、あれは一部上場企業だからということで投資されている方々もいらつしやるんじゃないか。それは投資家と企業とだけの問題になるのか、ああいう場合に、ある方がそういうことをおっしゃつていたんですが、それは取引所自体に責任が果たしてないんだらうか、問われないんだらうか。あつた額が半端じゃないわけですか。

ですから、その点に關してどういふふうに解釈したらいいのかなと思うんですが。

○政務次官(林芳正君) 大臣からお答えいただきたい方がいいかもしれませんが、株が上がつたり下がったりするのは、株でございますからそれはいろんなことがあると思ひますし、エクイティ・ファイナンスというのはある程度そういうものだと思いますけれども、その大前提としては、先ほど申し上げましたように、きちっとディスクロを行つて、そしてその情報に基づいて経営が行われておるといふことが大前提であると思ひます。その前提としてこういうことを上場審査のときにや

るわけでございますから、そのデュープロセスの中で本場に問題があるという場合は、取引所の責任というののもその意味においては生じ得るんではないかと思ひますが、ディスクロに書いてあつたことがそのままだらうと株主が下がつたという場合は、これは自己責任ということになるんじゃないかなというふうに考えます。

○櫻井充君 最後に、不良債権処理について宮澤大蔵大臣にお伺いしたいんですが、十八日の衆議院の大蔵委員会では、大臣は、金融機関の不良債権処理が終わらない段階で早期に正措置の導入や金融ビッグバンを進めようとした金融行政について、今から考えて逆だったと思うというように述べておられるようです。とにかく不良債権を先に処理しておくべきだったという認識を明らかにされているようでございます。

現在も不良債権はまだかなり残っております。現在残っていると推測される不良債権の額と、それを受けて、大臣として、今後このようなものを早急に解決していかなければいけないと思ひますけれども、大臣のお考えからすれば、この不良債権の銀行等の現在の処理状況に關してどうお考えか、御所見をいただければと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) この何年間かを振り返つて、本来、不良債権を最初に処理した後に金融再編成を行うべきではなかったかという御質問でありましたので、それは本来そうあるべきであつたらうと思ひますと申し上げました。

ただ、不良債権ということと当事者が気がついていないし、監督官庁もそれを言わないし、実はわかつていなかったというのが真相だつたと思ひますので、そこは本場はわかつていて、そこから始めるべきだつたらうという御意見は、それはもうまさにそれに違ひございません、こう申し上げたわけでありま。

それから、あとの問題は、ここまで来ましてかなりいろんなことが片づいたと思ひますし、もう余り心配でない状態でございます。ただ、一言申し上げれば、大銀行の中で法人税を今期あたり払

う銀行はもう大変数は少ないわけでございます。それだけでも過去のものをいろいろしよつていて、こういうことは申せますので、それがなくなつて、当期利益は大体もうよろしいわけですから、税金ぐらひ払つてくれるようになりませんかといふ感じが石原さんじゃございせんかと思ひます。

○櫻井充君 どうもありがとうございます。

これで終わります。

○委員長(平田健二君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後四時まで休憩いたします。

正午休憩

午後四時開会

○委員長(平田健二君) ただいまから財政・金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、海野義孝君が委員を辞任され、その補欠として統訓弘君が選任されました。

○委員長(平田健二君) 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案を議題とし、休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○星野朋市君 法案の質疑に入る前に金融監督庁にお尋ねをいたしたいのでございすけれども、資本注入を受けた主要銀行のいわゆる不良債権の償却額はこの三ヶ月で幾らぐらひになると思ひますか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 主要十七行の平成十二年三ヶ月における不良債権処理額は、今各行とも決算作業中でございますので、取りまとめを一生懸命している最中でありまして、まだ確定しておりませんが、各行が昨年十一月の十一年九月中旬決算の発表時に見込み計数としておりました不良

債権処理見込み額は十一年度二兆八千億円となっております。

○星野朋市君 それは予想額でございますね。

実は一九九八年度は主要十行でもって償却額が約七兆四千億と私は記憶しているんですが、九九年度の三ヶ月が今おっしゃったような数字だとかなり減少したことになる。これは大蔵大臣がかなり前から申されておる不良債権の償却額が山を越えたというふうな感を持つわけですが、ここに来て、名前を挙げて恐縮ですが、それが銀行に対して六千三百九十億円の債権放棄の要請をする、それから西洋環境開発が三千億の要請をする、これでは一兆円になるわけですね。これらの問題についてはほかに問題がありますので、実は金融特別委員会の方で詳しくまた御質問する予定しておりますけれども、ここへ来てそういうところが目立っております。

例えばテーマパークのシーガイア、それからハウステンボス、こちら辺でも何百億という単位で銀行への債権放棄の要請が出ています。こういうことは資本注入のときに健全化計画の不良債権額の中にそういうものが入っていたのかどうか。

この前も私は相談役の問題で健全化計画のことをちょっと御質問しましたけれども、私は随分それにこだわっているんです。要するに、銀行は予定どおりのことをやっておったのか、それからそのときに相当いろんな問題といたるものを開示しておったのか、そこに非常に疑問を持っておるんですけれども、そこら辺についての金融監督庁の御見解を示していただきたい。

○政府参考人(乾文男君) お答えいたします。

まず、昨年の三月に資本注入いたしますときには、各行に対して、金融再生委員会におきまして、非常に厳しい基準と申しますか、そういう考え方に基きまして十分な不良債権処理をする、そうした前提に立って必要な資本を供給する、そういう考え方に立って資本注入が行われたわけでございます。そうした結果、昨年の三ヶ月期では、先ほど先生は主要行で七兆とおっしゃいま

したけれども、注入行全体では約十兆を超える不良債権の償却というものが行われたわけでございます。

ただ、そのときにも、当時からお答えしておりましたけれども、それによりましてバブル期からのいろいろな不良債権の問題というのは基本的に終了したと申しますか、かなりめどがついたという感じを再生委員会、監督庁として持っております。しかしながら、その後も債務者の業況の悪化等による債務者区分の変更、あるいは債務者がいるところの地価の下落に伴う担保価値の減少でございますとか、あるいは逆に不良債権を処理する中で、バブルセール等によって処理する中で伴う損失の発生等がございますから、そういうものは引き続き起こってくるということでございます。

ただ、その基本的な処理が終了し、不良債権処理は十分に進展しておりますので、年々ある程度発生するものは今後銀行が稼ぐといえますが、そうした業務純益で対応できるだろうという見込みを持っております。そうしたことから、今年度におきまして、先ほど大臣が答弁されましたように、これは銀行の見込みでありま

すけれども、主要行で二兆八千億円程度の引き当てをこの続きで行う見込みだというふうに思っているわけでございます。それで、お尋ねの、最近新聞に出ておりますような大きな処理を要するような問題でございますけれども、これは各行の内容を見てみないとわかりませんが、各行におきまして相当程度既に引き当てを積んでいるものもあるというふうに考えておりまして、新たにどれだけ積みねばならないかという問題はちょっと調べてみたいとわかってまいりました。基本的には各行はこれまでの不良債権処理の過程で相当程度引当金を積んでいるのではないかとこのように考えているところでございます。

○星野朋市君 それは非常におかしな話でして、積んでおるんだったならば既に計画を出したとき

に相当その問題が顕在化しているはずなんです。

それで、もう一つ、これは日本の会社の横並び体質といえますか、あそこ会社がやったんだからおれのところもというものが今後出てくる可能性の方が大きいんですよ。私はそれを心配して、まして、ということば、それによって金融機関の不良債権の処理がいつまでもだらだら続くということ、これが景気回復の足かせになるんじゃないかと思っておりますが、御見解はいかがでございますでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、乾監督部長からもお答えしたところでありますが、十一年三ヶ月期には自助努力による増資、それから金融機能早期健全化法に基づく資本増強も活用したわけでありましたが、そういう十分に自己資本を積みだ上で、担保や保証で保全されていない不良債権については、もうこれは委員よく御承知でございますが、破綻懸念先債権については七〇%、それから要管理先債権については一五%、これを目安とした償却、引き当てを行っておりますので、顕在化しているではないかとおっしゃいますが、その点については徹底した引き当てというものをやっているつもりです。

その結果、その結果というのはちょっと余り論理的ではないんですが、主要行の平成五年三ヶ月期から十一年三ヶ月期までの累計の不良債権処理額というのは約四十九・三兆円となっております。このうち、直接償却等をやりましたのが二十二・三兆円、それから不良債権の売却等に伴う引当金の取り崩しが約十七・一兆、こういうことで約三十九・四兆が既にオフバランス化が行われておりまして、これは全体の大体八割がオフバランス化しているというところでございますから、私は実質的処理はほぼ済んできていると思っております。

こうしたことで、今後とも債権が不良化してくるというところは通常の形としてももちろんあり得るわけでございますけれども、要するに不良債権処理の問題については、今言ったような数字で、山

は越えておるというふうに私は考えております。

○星野朋市君 この問題はきょうの証券取引法その他の問題外のことでございますので、また別の機会にいろいろと教えていただきたいんですが、もしはかに監督庁への御質問がないようでしたら、大臣、どうぞお引き取りいただいて結構でございます。

それでは、私は証券取引法とSPCのことに限定してお尋ねいたしますけれども、今度、証券取引法で取引所を株式会社化するというそもそも最もプリミティブな問題でありますが、この目的は何でございますか。

○政務次官(林芳正君) 今回の取引所を株式会社にするというオプションを与えることのそもその目的というところでございますが、金融システムの改革がどんどん進展してまいりまして、従来、会員組織で、同質性で、証券会社というのがもう委員もよく御承知のとおり意思決定も大体皆さん同じようなことを考えてやっていたわけですが、いろんな金融システム改革、ビッグバンが進行するに伴ってそうでもなくなってきたという状況の中で、意思決定を迅速に行うてまいらなければならないということができてきた。

それから、システム投資、コンピュータ等を使って多額の投資をしていくということが世界の流れとなっておりますので、そういう中で取引参加者や上場会社からの収入以外に証券市場からこれを調達していく、こういうことが可能になる。また、コーポレートガバナンス一般論として、株主から経営についても監視を受けるということで意識改革が促進される。

こんなようなメリットがございますが、これ全体を通じて証券市場がより便利になれば、全体の証券市場や我が国の金融界全体に利便性や効率性の向上と、それを通じて国際競争力の高まりというものが期待できるというのがメリットであろうと考えているところでございます。

○星野朋市君 そう一般的な言われておるんですけれども、株式会社化したから意思決定が早くな

るというのはどういふことかなというところが一つあります。

それからもう一つは、エクイティファイナンスが可能になるということですけれども、取引所自体がそんなにエクイティファイナンスを何回もやらなくちゃならないほどの資金的な需要というのがあるのかどうか、この点がやや疑問に思うんです。それについてどうお考えですか。

○政務次官(林方正君) 意思決定が迅速化するという点でございますが、先ほど申し上げましたように、皆さん同質的な会員で、ほとんどそれぞれ同じような形態でやっておられる場合には会員組織でも非常に迅速な意思決定というものはあるいは可能だったかもしれないけれども、今申し上げたようにそういう状況でなくなってきたということと、株式会社で透明性を確保しながら迅速な意思決定をやるということでございます。

具体的には、現在、例えば東証には百二十三社おられますが、会員組織においては会員総会で業務執行の決定を行わなければならない、これは証券取引法の八十九条で民法の六十三条を準用しておりますが、百二十三社集まって会員総会を開くということがなるわけでございます。一方、株式会社におきましては、株主総会ではなくて取締役会でこれを決定することができるといふのが商法の二百六十条一項にありますので、この原則でやっているとございいます。

また、定款変更といった重要事項の意思決定についても、会員組織においては原則として総会員の四分の三の同意が必要というところでございますが、株式会社におきましては過半数の株主の出席と出席者の三分の二以上というところで、これも商法の規定でございますけれども、そういう意味ではかなり迅速に決定ができることになるということとでございます。

それから、後段の資金の調達で、そんなに金が必要のかねというところでございますが、特にこれは金融審議会でもいろいろ御議論をさせていただいたんですが、注文の処理速度、それから端末の操

作性等、インターネットを使っているいろいろやりとりしていきますと、これを世界で競い合う、特にコンピュータの場合はどこへ行っても注文ができるものですから、まさにこういう最先端の取引システムというものを導入していくことが不可欠になってきておるという状況でございます。これに多額の投資が必要になってくる。

会員からの会費でもこれは調達しようと思えばできるわけでございますが、なかなかそういうわけにいかないだろうというところ、ほかのニューヨークやロンドンの話を随分ここで議論しておりますが、そういうところでも一けた違った額の投資を行ってきてもいい。そういうところに対して、先ほど申し上げましたように、国際的に競争力を持つという意味ではそういう資金の調達というものが必要になってくると考えられるところでございます。

○星野朋市君 確におっしゃることはよくわかるんです。最近、ここ二年間ぐらいのデータを見ますと、世界の主要な都市の証券取引所が株式会社化というのを進めておることはわかるんですが、今おっしゃった中で、あえて申し上げると、会員だけの株式会社化というのができまして、その後会員以外に広げていくというところ、それから現にまだ会員だけの株式会社化、こういう取引所もあるわけですね。

そうすると、日本で、今おっしゃった例えば東京証券取引所だと百二十三社、これが、今の会員権というのは一社一億円ですか、こういう形で出資をしているわけですね。世界的な流れとしては確かに株式会社化というのがあるんだけれども、その後の問題についてはそれぞれまだいろんな問題を抱えているんじゃないかと私は思うんですが、いかがですか。

○政務次官(林方正君) いろいろな問題というのは、多分、最初に会員の方々だけが株主になって、その後一体どうなるのか、こういうことであらうと思っております。

社化したときは会員だけが株主になって、今回私が聞いておるところによりますと、今度はその株式を会員以外にもやろうということで会員の同意が得られたというようなことを聞いておりますので、そこはいろんな段階があるのでございまして、今おられる会員の皆さんできちっと手続をとってそういう同意が得られれば、同時に外からお金を調達するということは法律上は可能になっておる、こういうこととございいます。

それで、会員組織がもうだめだというわけではなくて、これは株式会社のオプションを新しく加えることによって皆さん方で選んでいただいで、そして選んでいただく中に同時に、そういうふうな会員以外にも株式を広く開放して資金を調達するの、まずはその会員だけで株式会社になるのかというのはいずれ方々で考えていただく、こういうふうになっておるところとございいます。

○星野朋市君 そうすると、今、東京証券取引所を株式会社化することと、当局が描いているのはどういふことだろうかという思いがあるんですね。

先ほど申し上げましたけれども、一社一億円の会員権というものを株式に振りかえるということとは比較的に簡単ですね。それと同時に、新株を発行して一般の投資家に株式を持ってもらう。もちろん、これは制約がありますから、一社五%を超えてはならないという制限はあるんですけども、そうするとどのくらいの資本金でスタートするの、可能なんです。そうすると、今まで平和不動産が東京証券取引所に上場していたのとはちょっと意味が違ってくるわけですよ。

こころの描いている図式というのはどうなりますでしょうか。

○政務次官(林方正君) 後段の自社の株を自分の取引所に上場することについては法律の定めがございいますので、そこは後で局長から答弁していただきます。

先ほど一億円というお話があったようにございしますが、私が持っております資料は、これは東証でございまして、支店数がもし一だったとした場合は出資金が一億円、それからそれ以外にいろんなプレミアムがついておりまして、特別加入金等を含んだ加入金や入会金、預かり金、特別会費等を合わせますと何と七億四千三百万という数字でございまして、大変高いわけでございますが、そういう所要の金額の払い込みをする必要があるわけとございいます。

その一方で、今度株式になった場合のその株式が幾らかというの、これがある程度参考にはされるんでしようけれども、そこで考えていただいで、自分たちで新しく資金を調達してもらう人にはこの金額でやろうということとその人たちが決めたことと。

ここで、今までは会員というのは、先ほど申し上げましたように経営も会員としてやりますが、取引の権利というのがあるわけとございいますけれども、午前中にもありましたように今度はそれが割れますから、株主になったからといってその株主の地位で今度は取引への参加というのはできなくなるということとございいますので、そこを付け加えていただきます。

○政府参考人(福田誠君) 今、林政務次官から答弁申し上げたとおりでございます。

まず、株式会社化したときの最低資本金については別途政令で定めることにしております。そして、切りかえのときの手続につきましては、改正法案に規定がございまして、百一条の二とか六でございまして、現在、会員組織でございまして、株式会社化を行う場合には組織変更計画書というものを定めることになっております。その中で、その時点の会員証券会社が株式の割り当てを受けるわけとございいます。

どの程度のどういう方法で割り当てるかということにつきましては、その組織変更計画書に定めて、最終的には会員総会で承認を得るという

ことになっております。そのほか、先ほどの御質問の際に資本増強まで行いかどうかも含めて、組織変更計画書において定めるといふことでございます。

ちなみに、現在、各取引所におきましては、具体的にはどのような組織変更を行うかまでは、この法案の成立を待って具体的に検討したいということとでございます。まだ詳細までは伺っておりません。

○星野朋市君 取引所関係はそのぐらいにいたしまして、今度は電子取引の問題についてお尋ねをいたします。

けさ方の御質問にもありましたけれども、今までは有価証券報告書は実際に閲覧はできず、それから手元にそれを置こうと思えば冊子を買うことができたわけですね。今度は、電子取引になりますと、この有価証券報告書、それから増資目論見書まで全部わかるようになりますね。それから、インターネットを通じて家庭においてもこれを見ることのできる、こういう利便性は確かに出てまいります。もともとが無料ですから、この閲覧に関しては恐らく無料だと思うんですが、その点はいかがですか。

○政務次官(林芳正君) 委員御指摘のとおり、結論から申し上げますと無料になるわけでございます。

もともと無料でやっておったということでございますし、インターネットに載せるわけですから、今各官庁がやっておりますホームページとコスト的には大体似たようなコストになるわけでございまして、これももちろんホームページを公開しておりますから、これと同様に無料とする予定になっております。

○星野朋市君 便利になった裏側には必ず危険が伴うものでございまして、ハッカーというのはいわゆるバリアをどうやってぐぐり抜けていくかという愉快犯みたいなところがある。それからもう一つは、悪意を持ってやればライバル会社の数字を書きかえてしまうというようにことが可能とい

えば可能になるわけですね。

こちら辺についての対策にはもちろん万全を期すと思っておりますが、ハッカーとかのかなり神経戦になると思いますが、そこら辺はいかがお考えですか。

○政務次官(林芳正君) もう委員御指摘のとおりでございます。これは本当にイタチごっこで、こちらが壁を高くすると相手もいろんなものを持ってくる、よくこういうふうに言われるわけでございます。

午前中も議論になりましたけれども、この情報は公開情報でございますから、これをだれかが中に入れて見ちゃうというのとは別に何も問題がないわけでございますが、委員が御指摘のように、入ってきてこれを覚えてしまふ、改ざんということが非常に困る。そういう側面から、ハッカー対策に万全を期していかなければならないということとで、十三年六月一日からの実施ということでございますから、鋭意やっておりますのでございます。

不正アクセスを防止するためのいわゆるファイアウォールというのをきっちと設けて、そして運用面においても不正アクセスを常時監視して、来そうとなるときはそれを監視しながらきっちと対応するということのような体制を構築していくことによりまして、そういうことが起こらないようにするというふうにやっておりますのでございます。

○星野朋市君 最後に、SPCの問題について伺いたします。

この法律ができてから一年半以上たったわけですから、この法案ができたときに最初ちょうど銀行局長が山口さんでございまして、私はこういうやりとりをしたのを記憶しておるんです。実際この法律ができて、SPCというのが年間何件ぐらい可能ですかねと、せいぜい一、二件でしようよと、そのときにこれに参加してくるのは目の黒い外人、いわば華僑ぐらいじゃないでしょうかという話をしておったんですが、けさ方の金融監督庁の報告では三十七件ですか、そ

うふうに及んでいるということで、生保なんかがこのところ運用難でかなり積極的にこれを買っているという話もございまして。

もう一度、今の規模、それからこれからどんな期待があるのか、わかったら教えていただきたい。

○政府参考人(乾文男君) SPC法が平成十年九月に施行されましたから今日までの一年半の間に三十九社登録がございました。それで、計画ベースで約二兆一千四百億円の資産対応証券が発行される予定で、実際にこれまでに六千九百億円の証券の募集が行われてございます。

その内容を見ますと、不動産が三百三十三億円、それから不動産の信託受益権が四百七十三億円、指名金銭債権が四百八十八億円、指名金銭債権の信託受益権が一兆八百五十億円と、いずれも計画ベースでございまして、なっております。

そのうち、実際に募集が行われましたものは、不動産が百九十七億円、不動産の信託受益権が千三百五十一億円、指名金銭債権が三千三百五十五億円、指名金銭債権の信託受益権が二千五十七億円となっておりましてございまして。

○星野朋市君 最後の質問でございますけれども、これに関して、NECが本社をSPC化しようという話がありますけれども、これはもうできていますか。もしこれがそういう形になったらかなり大きなインパクトを与えると思うんですが、いかがでございましてか。

○政府参考人(乾文男君) NECが本社ビルを証券化したという報道、一月ごろあった報道を私も承知しているわけでございましてけれども、これまでこの報道にあったNECの本社ビルを対象と資産とするSPCの登録は私どもに対して行われておりません。したがって、NECの証券化が行われたとしますと、SPC法に基づくものではなかなというふうにと考えているところでございまして。

○星野朋市君 終わります。

○世耕弘成君 自由民主党の世耕弘成でございます。審議もきょうの午前中の審議を経ましてかなり煮詰まってきたのではないかなという気がしております。私自身は金融に関しては全くの素人でございますので、本日は金融商品の販売等に関する法律案に絞られて、特に消費者というものの立場、観点から、自分の実体験も踏まえて全体的な質疑をさせていただきたいと思っております。

まず一番最初に、非常に個人的な話になるんですが、私は一九九〇年から九二年にかけて二年間米国に留学をしておりました。そのときに体験したというか、クラスメイトでシンガポール人の女性がおりました。彼女は外見は日本人そっくりなんです。洋服からヘアスタイルからしぐさから、どう見ても私も日本人かなと思って声をかけてしまふぐらい非常に日本人に似ている。あるとき彼女に、君、日本人に似ていると言われるだろうという話をお話したら、彼女も、そうなんです、よく間違われるんだという話を言いました。そして、その上で私に、日本人と間違われると大変迷惑していることがあるんだという話を始めたんです。

彼女は東南アジアですとかイスラム圏によくシンガポールから旅行に行っていたらしいんですけども、土産物屋とかホテルとかレストランへ行くとまず非常に高い料金を吹っかけられるんだそうです。そこで、彼女が中国語もしくは英語で私は日本人じゃありませんと言ったと急に値段が半分になったり、ひどいときには十分の一ぐらいに落ちる。その彼女は、日本人というのはいくらに落ちてもいいから、商取引においてもっと厳しい物を見る目を育ててもらわないと、日本人に似ていると言われる私は大変な迷惑をしているんだという話を聞いたことがございました。

そういう話を聞いていますと、各種報道されているような話も聞いていますと、日本人というのは、エコノミックアニマルとか言われています

そこでまず、質問第一問でお伺いしたいんですけれども、今現在、日本で、いわゆる金融商品の販売に関して、トラブルだとか、だまされたとか、そういった事件が大体どれぐらい起こっているのか。そういうデータがあるかどうか知りませんけれども、海外のほかの国と比較してどうなのか。日本人というのはやっぱりだまされやすいのか、トラブルに巻き込まれやすいのか、その

○世耕弘成君 当然比較は難しいと思いますが、けれども、私は、日本人というのは金融商品に対してどういう強さ、弱さを持っているのかというのを國際的に、面接調査を行うなどしてしつかり一度行政として把握された方がいいんじゃないかなと、そういうふうに思っています。そういう把握をすれば、日本人というのはちょっと甘いところがある、弱いところがあるという結果が恐らく出てくるんじゃないかと思うんです。そのときに、やはりリスク意識の醸成ですか、あるいはマ―

というものをきちつとやって一層の拡充をしていくということは、我々のみならず、業界、業者、消費者団体、そして今おっしゃいました教育機関等もそれぞれ積極的に取り組んでいかなければならぬということでございます。これをやっていかなければならないという委員の御指摘は我々も共有しております。金融審議会でもそれについてはコンセンサスがあるわけでございます。

それでは、重要であるから、さらに具体的にどういうことをしていくのかということについて今

その解約時の配当金の話なんですけれども、この提案書というところに書いてあるんですね。あの仮定で計算をすると、何百万円、七十五歳のときに解約払戻金に乗せして配当が来ますと書いてある。しかし、その横に、決算実績によって変動し、ゼロとなることがあります、そういうことと

提出されたことを受けまして、業界側はかなり実務的な詰めを始めているようでございます。といいますのは、説明が十分でなかった場合に直ちに元本割れになったときに損害賠償になりますので、業界側でもいかにその途中の説明がきちっとできたかを後になって証明できるようなプロセスが必要であるということで、どういう記録をどういうふうに残せば後々大丈夫かというようなこと

の実務的な検討も開始されているようでございます。そして、それは消費者側にとっても好ましいことだと存じますので、そのような動きを見守ってみたいと思います。

○世耕弘成君　もう時間がありませんので終わりますが、今回の法律で業者に説明義務が入ったわけですが、これは裏返せば消費者の側が説明をしつかり聞くことが求められているということだと思えます。社会人や経済人、あるいは市場社会で生きていく者として当然の常識として説明を聞いて、理解できない場合は理解できないという意思表示をして、納得できるまで説明を受けるという消費者の行動、これが非常に重要になってくる。そして、そういう消費者になっていく、あるいはそういう消費者を育てていくことが日本の金融業界の国際競争力の強化につながっていくというのを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○池田幹幸君　日本共産党の池田幹幸でございます。私は、前回、二十日に引き続きまして、金融商品販売法案について質問したいと思っております。

前回の質問で私は誠実公正義務をどうして本法案に書き込まなかったのかというのを尋ねたわけですが、その際、官澤大蔵大臣は、「私どもとしては基本法の方にそれは定めてあって、その具体的な方法についてはこの法律案は規定をしておる」というふうに答弁されました。そこで、私は基本法というのは今審議中の消費者契約法のことですかと伺ったんですが、そうだとお答えをいたしました。

私は、まことに申しわけない、不勉強で、消費者契約法を詳しく読んでいなかったものですが、帰って調べてみました。そうしますと、消費者契約法には、私が紹介しました証券取引法に明記されております「証券会社並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない」という明確な規定は

ありません。

そこで、大蔵大臣がどの規定を指しておっしゃったのか、いま一度ちょっと伺いたいというふうに思います。

○国務大臣(官澤喜一君)　私があいまいな答えを申し上げて申しわけありませんでしたけれども、どこにと言われれば、やっぱり普通、民法というふうに申し上げることになるんだと思えます。

民法のルールの一番の基本は民法でございますから、民法に「権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ従ヒ誠実ニ之ヲ為スコトヲ要ス」とありまして、これがすべての民法の基本でございますから、強いておっしゃればここに申し上げるべきであらうと思えます。つまり、そういうことはふだんお互い常識として、どこにと言われるとちよっと迷うようなことでございますけれども、強いて探しますとやはり民法第一条ということになるかと思えます。

○池田幹幸君　消費者契約法にも今おっしゃった「民法第一条第二項に規定する基本原則に反して」云々かんぬんという条項があります。ですから、まあそういうことであらうな私も思っていましたんですが、そうしますと、少し違うんじゃないかなというふうに思っています。

といいますのは、民法の基本原則に反して消費者の利益を害する条項は無効だという、これは消費者契約法の話なんです。そのことと業者に誠実公正義務を課す原則というのととはちよっと私は違うんじゃないかと。民法第一条の信義則と証券取引法第三十三条の誠実公正義務規定では少し次元が違う問題じゃないかなというふうに思います。

民法は、対等な関係、業者と消費者の対等な関係を前提としているわけですが、ここで言います誠実公正の義務というのは、情報量でも質でも一方的に消費者は業者に比べて不利な立場に立っている、そういう立場に置かれた消費者を保護するという立場から業者に課せられたものじゃないかなというふうに思います。対等の取引関係

を前提とした民法の思想で消費者保護に当たるといたしまして、それはやっぱり限界があるんじゃないかと思えます。

だから、結局、大臣のおっしゃったのは民法の信義則ということなんですけれども、それはちよっとこの法案ではおかしいんじゃないか。もしそうだとすれば、やっぱり改めて誠実公正の原則は、義務づけは書くべきじゃないかというふうに思っています。いかがでしょうか。

○政府参考人(福田誠君)　今、大臣が答弁申し上げたところ、民法一条二項というのがございまして、今回の法律でも民法の適用は妨げないということになっております。したがって、販売業者は金融商品の販売等に際しまして、民法一条二項に基づきまして私法上の義務として誠実義務を負うわけでございます。民法の特則である本法案においては、改めて誠実義務を規定する必要はないわけでございます。

しかしながら、私人間の取引における救済をより具体的な形で図るために今回説明義務違反に損害賠償義務を課す、そういう法体系になっているわけでございます。

○池田幹幸君　今と同様なお答えは先日もいたしたんですが、私が二十日に申し上げたのに対して、福田金融企画局長の答弁はこういうものでした。業法については、「業者に對する免許、監督、命令、罰則等を通じて顧客の保護を図る」ということとございまして、業法の場合はそういう手法でございまして、私人間の取引における救済のために損害賠償責任を課すことによって顧客の保護を図るといふ本法案とは、目的においてはかなり似通っておりますが、実現手段、適用範囲等が異なっているわけでございます。、「こういう答えだったんですね。そうしますと、業法とは実現手段とか適用範囲、そういうことが異なるから本法案には誠実公正義務は盛り込まないんだ、そう受け取れますね、私自身そう受け取ったわけですが。」

そうしますと、業法の誠実公正義務のこの規定

は本法案、この金融商品販売法案の中に生きていくというふうに、先ほどもそういう意味のことを大蔵大臣はおっしゃったんですが、それとは全く逆で、そもそもの、もともとこういうものにはそういう原則を盛り込むべきじゃないんだと。そうしますと、随分違うもの、大臣のお答えとは違うものとなるんですが、どうなんでしょうか。

○政府参考人(福田誠君)　ちよっと御質問の趣旨を十分理解しておられないかもしれませんが、業法におきまして誠実義務が規定されているものが幾つかございまして、これは先日申し上げましたように、業者に對しては行政庁が免許、監督等を通じて顧客の保護を図るという観点で置かれてある規定でございます。したがって、業法上の義務違反があっても直ちに私法上の効果が生ずるものではないわけでございます。私法上は、ただいま申し上げましたように、民法とその特則としての販売法が今提出されている、そういう関係でございます。

そして、もちろん例えば業者の説明義務のようなものについては重なる領域が当然あるわけでございますから、業者が誠実な説明をしたときには改めてそれぞ別の法律に基づいて二回説明するということは必要ないわけでございます。その面では重なっているところは当然あるというふうに理解しております。

○池田幹幸君　だとすれば、改めて誠実公正義務の規定を設けても何ら問題はないということじゃないですか。

○政府参考人(福田誠君)　私人間で争いになったときに、例えば裁判上の事実認定等の場において業法違反があったかかないかということは影響があると存じますけれども、理屈上はそれぞれのことであるというふうに考えております。

○池田幹幸君　だからどうなんですか。盛るべきじゃないというんですか。だから盛るべきではない、盛り込むべきではないと、単純に言えばそういうことになりませんか。

○政府参考人(福田誠君)　業法と私法とに両方あ

るのをおかしいという意味であれば、それはそれ
ぞれ目的や手法が異なるということでございます
し、この販売法に誠実義務がストリートに規定さ
れていないのがおかしいという御指摘であれば、
先ほど来申し上げたとおり、民法とこの販売法は
重なっている、両方適用があるわけございま
す。

○池田幹幸君 余り押し問答しても、どうなん
ですかね、重なっている部分があるから盛り込む
べきではないということにはならないと思うん
です。きちんとした形で盛り込んで何らかしく
ない。特に、業法の中でも証券取引法とか商品取
引法ですか、これについてははつきり盛り込んで
おいても、そういう誠実公正義務の規定のあるの
とないのとあります。

ただ、考えてみますと、金融ビッグバンとい
うことで進めておられる、銀行と証券の垣根をな
くしていくと、将来これがなくなっていくわけ
ですね。銀行でも既に投資信託を扱うという形に
なってきたりしますね。そうすると、当然そうい
うふうなビッグバンで垣根がなくなっていくわけ
ですから、横断的なところへこれを適用してい
くというところで今度の法律をつくるわけですか
ら、そうだとすればなおさらのこと、証券取引所
法や商品取引所に規定されております誠実公正
義務を盛り込んでおかしくないし、やっぱりそう
いう方向こそ正しいんじゃないですか。

○政府参考人(福田誠君) 重ねて申し上げます
が、商品販売法は民法の特則でございますから、
あえてその義務を私法上の義務としてさらに書き
込む必要はないということでございます。

ちなみに、消費者契約法の方も、第六条におき
まして、この法律に書いてあること以外に、「意
思表示に対する民法第九十六条の規定の適用を妨
げるものと解してはならない」という解釈規定も
ございまして、消費者契約法についても同じよう
な関係になっているのではないかと存じます。

○池田幹幸君 押し問答はやめますが、結局こう

いった金融商品販売法をつくっていくというので
あれば、私はあくまでもそういう規定は設ける
べきだと思っております。

また、私たちは昨日この法案に対する修正案を
出しましたけれども、そこではきちんと誠実かつ
公正ということについて明記しました。そこで
は、私たちは「金融商品販売業者等は、この法律
の趣旨にのっとり、顧客に対し、信義を旨とし、
誠実かつ公正にその業務を行わなければならない
こと」という一条を設けました。これを設けるこ
とによって、誠実公正ということ業者はどうと
らえるべきか、どうとらえなければならぬのか
ということ、それが可能な限り具体的にどうとら
えるように説明義務を定めて、そして適合性の原
則や不招請勧誘の禁止、こういった条項を設けた
んです。

もうこれ以上言いませんけれども、私はあくま
でもそれは設けるべきだろう、それはこの法案全
体の目的からいっても大事なことであり、これを
改めて申し上げておきたいというふうに思いま
す。

続いて、条文に沿って伺いますが、「金融商品
販売業者等」という定義が第二条第三項にござい
ます。そこでは、「金融商品販売業者等」とは、
金融商品の販売等を業として行う者をいう」と
しておいて、この金融商品販売業者等とは何かと
いうことが問題になってくるわけですが、ここで
この「業者等」というのは、金融機関の本店だけ
ではなしに、支店、それから営業社員あるいは代
理人、こういったものまで含めているというふう
に解していいんでしょうか。

○政府参考人(福田誠君) お答えいたします。

この規定に準じて申し上げますと、本法案にお
きましては、「金融商品販売業者等」とは、第二条
の第一項に列挙された、たくさん列挙されてござ
います金融商品の販売やその代理、媒介を「業と
して行う者をいう」というふうになっておりま
す。「業として」というのは、一般に同種の行為を
反復継続して行うことということで、営利目的の

有無を問わない用語として用いられておりまし
て、本法案でも同様でございます。

したがって、業法上の免許等を受けている
か否かを問わず、無免許等の場合であっても、業
として行う者であれば、広く本法案に言う金融商
品販売業者等に該当するということございま
す。

○池田幹幸君 だから、営業社員や代理人は、

○政府参考人(福田誠君) それは先日申し上げま
したように、実際に販売した職員でなく、販売業
者の段階で損害賠償義務を負うということござ
います。

個々の販売員については、これは会社からの求
賃権ないし別途消費者からの訴えの対象となるこ
とは可能でございますが、本法案では販売業者そ
のものに責任を負わせているという構成ござい
ます。

○池田幹幸君 そのことを確認しておきたかった
んです。といいますのは、こんな質問をするのは
当たり前じゃないかと思われるかもしれませんが、
けれども、変額保険で今いろいろ問題になっており
ますが、そこでの会社側の主張が、銀行の本店と
生命保険会社の本店がやったんじゃないんだ、
我々はあずかり知らぬ、それぞれ各支店の支店同
士が話し合ってたんだということ言い逃れ
を、だから本店は関係ない。こんな論理は成り
立たないと思うんですが、それが裁判所で堂々と
主張されておいて裁判が長引くというふうなばか
なことになっております。そういったところでこ
の点についてひとつ確認させていただきまして、

改めて、説明義務について確認したいわけだ
が、これも金融企画局長の答弁なんですけれど
も、「発行者あるいは販売業者の信用リスクある
いはデフォルトリスクのようなものを、つまり
ディスクロージャー関係の情報提供、そして万が
一の場合のセーフティネット、銀行であれば預
金保険制度でこうなっているとか、証券であれば
投資者保護基金とか、保険の場合もございませ
ん、そのようなことまでは説明する必要があるの

ではないかと考えます。」、こう答弁をなさったん
です。

といたしますと、ディスクロージャーしている
内容は、ここまでは説明する義務があるというふ
うに解していいんでしょうか。

○政府参考人(福田誠君) 先般や誤解を招いた
おそれがございまして改めて御答弁申し上げま
すが、この第三条第一項第二号において規定され
ておりますのは、基本的にいわゆる信用リスクを
説明させるものでございまして、具体的には、金融
商品販売業者等の破綻等によりまして元本欠損が
生ずるおそれがある場合には、その旨とその原因
となるものを説明させるということございま
す。

したがって、この説明は元本欠損が生ずる
おそれを説明させるものでございまして、実際
に例えば販売している自社の経営状態が悪い旨等
の説明を義務づけるものではございません。た
だ、セーフティネットによって元本が全額保証
されていないというようなことは恐らく説明する
必要があると存じます。

また、ディスクロージャーに関しましては、本
号に基づく説明を受けて顧客がディスクロ
ージャー関係の情報提供を求めることは十分考えら
れるわけございまして、その場合には業者とし
て当然適切に対応することが期待されるところで
ございまして。

○池田幹幸君 開示を求められたら業者として適
切に対応する、何かあったようなわからぬよう
な答弁なんです、求められれば説明するという
ことですか。

ここで私がどうしてもひっかかるのは、ディス
クロージャー関係の情報提供という、ディスクリ
ョージャーの情報提供というから、ディスクロ
ージャー関係の情報提供というから、少し幅が広い
ものとして私は受け取ったから、これを伺ってい
るんですけれども、今の説明だと、求められたら
適切に対応するというのはどういうことですか。
○政府参考人(福田誠君) 申しわけございませ

ん。法律の規定上義務づけられている範囲にそのディスクロージャーの資料の説明そのものが入っているわけではございません。

○池田幹幸君　そうすると、この法律では開示は求められていないから開示はしない、こういうことになりませんか。そういうことでしよう。そうですね。そうだとおっしゃるだけばそれで結構ですけれども、そうですね。

○政府参考人(福田誠君)　済みません。ディスクロージャーそのものにつきましては業法上の義務づけの話でございます。

○池田幹幸君　そうすると、結局、複雑な金融商品で、発行者とかあるいは販売者、複数の業者のデフォルトリスクが元本欠損にかかわる場合、消費者は契約するときにそれぞれの財務状況を見ることのできるんでしょうか、それともできないんでしょうか。

○政府参考人(福田誠君)　当然、顧客の側で業者に対して自分の投資判断に必要なディスクロージャー資料を求めることは十分だと思いますが、この法律によつて義務づけられた範囲そのものではないというふうに申し上げているわけでございます。

○池田幹幸君　それでは、業者が、ありますよ、ディスクロージャー資料はあります、どうぞあつちへ行つて見てください、こういう程度をしやべればよいということですね。そうなりますと、現実の問題としては非常にあやふやなものになると思うんです。

私、新聞広告を持ってきましたけれども、先日、櫻井参考人が言っておられたので調べてみたんです。国際証券というところが「国際がお届けする三つのEB」とあるんです。EBとは何かなと思つて見ますと、エクステンジャブルボンドというものでございまして、それだけ聞いても何のことかわかりません。説明を見てもますますわかりません。さらに、ボナナスクーポンとかなんとか言っているんですが、一体何をやるのか幾ら読んでもわからない。私が頭が悪いからわ

からないのか、それともわからないように書かれているのか、どちらかだろうと思うんですけれども。

この債券の発行者がスウェーデン輸出信用銀行と、こうなっているんですね、この発行先。外国の銀行なんだけれども、こうなりますと、こんなところであれどこであれ、その財務状況というのは本来ならば当然開示されていなければいけないはずであるんですけれども、こんなのは一体、説明義務を求めたときにどうするのでしょうかね、業者としては、求められたときに。

○政府参考人(福田誠君)　ただいまの例ですと外国の発行者でございますから、そのデフォルトリスクがある、またデフォルトになったときにはそれが国内でどのような事態になるかというようになことを説明していただくということだと思ひます。それが国内ではどのように保護されている有価証券なのかということだと存じます。

○池田幹幸君　結局、何もわからぬということ、先ほども話があったように、ではあんた信用するよということをやるといふ感じがなくなつてしまわざるを得ないんじゃないかと思ひます。それはこのぐらゐにしておいて、説明義務について、午前中の討議について若干伺いたいと思ひます。

午前中の討議で林政務次官がお答えをされたんですけれども、その商品の性格、仕組みまで法案に書き込んだ場合、説明義務の範囲に書き込んだ場合は、書き込んだものの以外に責任をとらないというところで業者が開き直ってくる、書き込まれていない以外についてはもう説明義務はないという形になるおそれがあるんだ、だから書き込まないんだという説明でした。そうすると、かなり論理矛盾になるんじゃないかと思ひます。

というのは、この法案の第三条にこうこうと説明義務を書いています。ここに書かれているのは、少なくとも今申し上げた商品の仕組みであるとか構造であるとか性格であるとか、そういったものにまで踏み込んでいないんですね。この法案

の場合には、これだけ説明したら事足りるということにはならないが、さらに書き込むとそれだけ説明すればもういいということになるんだと。これは全く通用しないんじゃないですか。

○政務次官(林芳正君)　言葉足らずだったかも知れませんが、先ほど櫻井委員だったと思ひますが、私が申し上げたかったことは、この三条の二、三というものが元本欠損のおそれがあるということを本質的に説明してもらわなければならない、それに加えて、例えば商品のこういう構造についてということを書き加えようと、商品の構造の中でそこに書き込まれていないようなことについて説明をしなかつたという場合に、ここに書いてあることだけでいいんだということを使われるおそれがあると言つたわけでございます。その商品の構造を説明したからこ

ちの一、二、三の方は説明しなくてよくなるという意味で申し上げたわけではございませんで、構造の中で列挙していない部分については説明をしなくていいという解釈になつて、それが裁判上顧客の不利になるようなことがあるのではないかと、そういう意味で申し上げたわけでございます。

○池田幹幸君　ちょっと私の質問と違つたお答えになつていんですが、おっしゃつたのは、構造まで書き込めば書かれていない部分についてより問題が起こるだろうということでしょう。しかし、ここまでしかこれは書いていないわけですよ、この法案の場合には。

ところが、その構造とか仕組みとか、そういうようなものも入っていない非常に狭い段階、私から言えば低いレベルの説明義務だと思ひます。それが、それさえ説明すればもうよろしいということになつてしまふのじゃないですか。同じことじゃないですか、主張しておられるのは、構造まで書き込むと、そこまで説明すればもういいんだ、あとは説明義務はないんだというふうになるおそれがあるから書き込まなかつたとおっしゃるけれども、ここに書かれておられるのもっと低いレベルじゃないですか。低いレベルの説明、これだ

けしたらもういいんだということになりませんか。同じことでしょう。

○政務次官(林芳正君)　そこはいわゆる本質的なところで、どっちが高いか低いかにいうふうにとらえておられますが、この三つのことが非常に本質的であつて、それでこの本質的なことをきちつと理解してもらわなければならないというのがこの法案の趣旨であります。構造の方に踏み込んでそれを書きますと、例えばそこに書いていないことであるから、本来は本質的なことを理解させるために必要なことであつても、そちらの規定によつて私は説明しませんでしたというようにことを言う人が出てくるのではないかと意味で、きちつとすべてのことを構造のところへ書き込めればいいわけでございますけれども、こういう商品がどんな発展していく中でそれはなかなか実際の書きぶりとしては難しいのではないかと、こういう趣旨で申し上げたわけでございます。

○池田幹幸君　説明義務というのは、午前中の質疑にもありましたけれども、消費者に納得してもらつて、理解してもらつて、今も納得してもらわなければいけないから説明をするんだとおっしゃつた、そのためのものですね。理解ということが非常に大事だと。

なぜ理解してもらわなきゃいかぬのかということについてなんですけれども、これは先日の質疑でやはり福田局長が「この法案は説明義務の程度と消費者の自己責任というものの兼ね合いでございますので、どれぐらいの株価が下がつたら元本が欠けますというふうなことで業者が説明する義務はない」と私にお答えになったんですね。結局、説明義務の程度と消費者の自己責任の兼ね合い、こうおっしゃいましたが、それはまさに消費者が自己責任をとり得るだけの十分な説明をしなればならない、まさにそういう意味ではありませんか。それだけの十分な説明が必要だということでしょう。そうじゃないですか。

○政府参考人(福田誠君)　本法で想定しておりますのは説明の程度でございますが、これはあくま

で一般の大多數の顧客にとってリスクを理解することができ程度の説明義務ということになるわけでございます。

では、それよりも知識、経験等が劣る顧客に対してどうするかということにつきましては、より丁寧な説明が必要となることも考えられるわけでございますが、顧客側からしますと例外的にその知識、経験が一般の水準より低い方に過ぎましては民法七九条の一般則で責任追及が可能でございます。そうでなくて、すべての人にきちっと理解させるということになりますと、それが直ちに損害賠償責任の原因になりますので、余りにも抽象的過ぎるということになるかと思ひます。

午前中ございましたように、心理上の立証のようなことはなかなか難しいということから、あくまで対象は一般的なスタンダードのお客さんということになるわけでございます。

○池田幹幸君 そうすると、消費者が十分自己責任をとり得る、それだけの理解を求めなければいかぬわけでしょう。

金融審議会の第一部の答申でも、要するに説明義務を明確化する意義がここには書いてあるんですけれども、そこでは「金融商品の取引内容を一般投資家が理解し、円滑な取引が行われるためには、適切な情報提供が不可欠である。同時に、一般投資家は業者に比べ情報が乏しく、業者から提供される情報を信頼し、またそれに相当強く依存せざるを得ない。」ということだから、業者の側からきちんとした資料を提供しなければいけないんだと。円滑な取引が行われるための情報提供ということですから、円滑な取引が行われるというのとは、今、福田局長の答弁にもあったように、まさに消費者が自己責任をとり得るそれだけの情報提供を受け、理解していなければいかぬわけでしょう。審議会でもそういうことを、やっぱり明確にする意義をそこまで言っているわけですね。そうだとすると、自己責任をとり得るだけの十分な説明ということになりますと、今ここに書かれておるような範囲の説明義務では不十分じゃないか。

いか。やはりその商品の性格、仕組み、そういったところにも踏み込んだ形の説明義務がなければいけないんじゃないかと思うんですが、そちらの答弁からいって内容に踏み込むと当然そういうことになるんじゃないか。

○政務次官(林芳正君) 一般投資家という今まさに委員が読んでいただいたような金融審議会の答申でございまして、先ほど局長から答弁があったように、大多數の一般的なお客様にとってはこれぐらいの御説明をすればリスクを理解してもらえんというのをきちっと説明しなければならぬというのが今回の規定でございまして。

何度か議論になっておりますように、一番本質的なところは元本の欠損のおそれがある、それはこういう理由であるというところをきちっと理解をしていただく。そこに構造の説明は書いてありませぬから、この説明をするために、しちやいかぬというわけじゃなくて、それは当然この元本欠損のリスクのおそれがあるというのを説明をするために、必要であれば当然構造の説明も恐らく多くの場合はなされるということでございますが、先ほど申し上げた理由でこの一番本質的なところをきちっと規定したというのが今回の規定でございまして。

○池田幹幸君 説明義務と適合性の原則といいますが、それと絡み合った形でいろいろ問題になっているわけなんです、裁判の例をちょっととってみたいと思ひます。

最近の判例では、今言われたようなこととはかなり違ったものになってきているんです。後ろの方でやろうと思つておつたのですが、時間もなくなつてきたので先に御紹介しておきます。説明義務は当然必要なんですけれども、さらにそれを踏み越えて、それと絡み合った形で適合性の原則というものがむしろ判例では強くなつていまして、今言つた十分納得いただくということに関連してなんです。これは昨年九月の京都地裁の判決なんですけれども、株価指数オプションに関する取引のこと

開してなんです、適合性原則と説明義務の関係につき理解能力の有無をメルクマールにこれらの適用場面を峻別したものと見て注目値する判決だというふうに解説されています。

どういふことかといひますと、説明義務については、説明すべき事項を述べただけでは足らず、義務が履行されたと言へるには顧客を理解させることが必要であるとし、顧客が理解できていなければ、説明方法が拙劣であつたか顧客に理解能力がなかったかのいずれかであつて、後者であれば、そのような顧客はそもそもオプション取引に適合せず、当該投資勧誘は適合性原則違反となるとしたとなつていひます。だから、結局、判決は、個人投資家へのオプションの勧誘には、その投資家が仕組みや危険性について理解する能力があることが絶対の必要條件だという判決なんですよ。

これを見てわかりますように、先ほどから問題になつておる、要するに自己責任をとってもらふとするならばこまめでやらなければいかぬ。これだつたら自己責任をとらせることができないというのが判決ですから、これからいふても今度の法案というものは、今の事態に即して考えれば、そこまで踏み込んだものにしなければならぬんじゃないですか。

○政府参考人(福田誠君) 御指摘の点を整理させていただきますと、一つは説明義務の範囲、そしてもう一つは相手方の理解ということだと存じます。本法案につきましては、説明義務を怠りますと直ちに不法行為があつたものと認められ、元本割れが生じていれば賠償すべき損害と推定される大変強い民事的な効力を持つものでございまして、説明義務の範囲は元本割れと因果関係を持つ一定の範囲のものに限定される必要がございまして、金融商品の仕組みとか手数料とかいった一般的な説明にまでこのような強力な効果を付与することは均衡を失ふということでございます。

ただし、先ほど来、林政務次官が答弁されておりますように、元本欠損が生ずるおそれがある旨のその原因となる事由等の重要事項を説明する際には、その重要事項に関連する部分につきまして商品の仕組みなどは当然に説明されることになるわけでございます。法律上その商品の仕組みを説明しなかつたといふことを言っているわけではございません。

それから、相手方の理解ということでございますが、御指摘のように最終的には業者が顧客に対してどの程度丁寧な説明を行うかという問題でございまして、法案上は商品購入の際の重要な判断材料であります元本割れリスクについての説明を大多數の一般の方にわかる程度に行うことを義務づけているわけでございます。

もしこれを顧客の知識や経験等に適合したいわば完全な説明を法律上義務づけるということになりますと、結局、裁判におきまして個別ケースごとに諸事情を勘案して、どのような説明がそれではそのとき必要だつたかということが争われるわけでございますから、現在の一般法による訴訟と何ら変わらぬ結果になつてしまふということでございます。

○池田幹幸君 前半についてちょっとおかしなことを言われましたね、説明義務が課せられておると。要するに、説明義務を怠つた場合には即罰則になるんだから、非常に重い法律なんだから、だから説明義務はこの程度にしておいた方がいいと。より詳しくして、たくさん説明しなければならぬようにするのはちょっと酷だ、こういうことでしょうか。まるで業者の立場じゃないですか。これは消費者を保護しようという法律でしよう。そういう考え方が基礎にあるから、こんなおかしなことになるんだと私は思ひますよ。全くそんなのは受けられませんね。時間があと四分しかないんですが、ただこの問題ぐらいは決着をつけておかなきゃいけませんので、このことについて少し前へ進みたいと思ひます。

今る承つてきましたけれども、金利とか通貨とか有価証券、その相場なんかもう複雑に絡み合った金融商品になってきているわけですよ、非常に複雑多岐にわたつてきている。そういう中で、そういった要素がそれらの変動で元本欠損を生じるおそれがありますよ、それだけ言えれば義務を果たしたというふうな感じにしかたれないんです、るる伺つてきて、納得がいくとかいうふうな説明はあるけれども、では十分な理解を得るまで説明しなければならぬという形で法律で規定すればいいじゃないかと、いやいや、そうするとだめだということをやつぱりもとへ戻つて、結局はこの三条に書かれておる形で元本欠損のおそれがありますよ、それに少し毛が生えた程度の説明をすればそれで事足りるというふうなことになると思ひます。

結局、どんなメカニズムでこの欠損が生じるのかということを書いてもらわなければ消費者はわかりませんよ、本当に。さっきのこれなんかでも、見たつてわからないんですよ、何が何だか。そんなところで自己責任を問うなんというのにはまじに酷じゃないか。先ほど業者に対して酷だとおっしゃつたけれども、そうじゃない、これは消費者に対して酷ですよ。私としては、あくまで商品の特性とか仕組みについて説明義務を課さなければこの法案の目的は達成できないんじゃないかというふうに思ひます。

そののみならず、今までずっと裁判のことが問題になつてきたわけなんですけれども、今の裁判の実態からしますと、先ほど一つ紹介しましたけれども、この法案で決められたことよりも実態はもっと、裁判所の判決は消費者保護の方向により前進していると私は思ふんですよ。先ほどの説明でもありますように、明確に説明義務というものの内容について踏み込んでいられ、そしてまた業者の責任についても厳しい形で判決が下されていきます。

これから推しはかりまして、この法案が動き出しますと、今までそれだけ被害者の皆さんや弁護

団の皆さんが苦勞して判例という形でかち取つてきた消費者保護の水準を下手したら引き下げることになるおそれがあると私は思ひます。そういう内容を含んでいられると思ひます。

だから、さっき申し上げましたように、私たち共産党は修正案を提案しましたけれども、説明義務についてはやはり商品の特性とか仕組みに踏み込まなければいけないし、何といひまして、きょうでできませんでしたけれども、国民生活センタが非常に詳しく報告を出しておりますように、不招請勧誘による被害者が非常にふえておるとか、それから本当は自分ではリスクのあるそんな取引をしたくないと言つたのに引つ張り込まれてしまったということ、投資目的とか投資意欲と全く違つたところに引つ張り込まれたというふうな事件が続出してゐるわけですよ。

それから考えると、この不招請勧誘の禁止とか適合性の原則とかいうことを盛り込まなければ今の水準から大幅に後退するものにならざるを得ないというところを指摘して、質問を終わりたいと思ひます。

○三重野榮子君 社民党の三重野でございます。金融三法案について質問をいたします。

なお、既に何人かの方と重複した項目もございすけれども、私の視点でお尋ねしたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

まず、証券取引法及び金融先物取引法改正案についてでございますが、今回の証券取引所等への株式会社形態の導入の趣旨は、取引所の意思決定の迅速化、それから資金調達方法の多様化を目的としたものというところでございまして、東証などでは株式会社化の検討を進めていられるとございしますが、従来の会員制組織の具体的な問題点、国内における証券取引所等における株式会社化へ向けての検討の状況についてお伺ひしたいと思ひます。

○政務次官(林芳正君) 二問ほど委員から御質問があつたところでございますが、たびたび議論になつてまいりましたように、戦後ずっと我が国の

証券取引所は会員組織として運営してまいりました。会員が同質的で大体同じような規模で同じような利害を共有しておるという前提でこの会員組織というのは簡便に連やかな意思決定ができるというところがメリットとしてあつたわけでございますし、また営利を目的としておりませんから、実費主義で取引コストの低減に資するという考え方があつたものと思つておるところでございます。

先ほど来御議論がござりますように、金融システム改革が進展してまいりまして、この同質性がだんだん薄まりつつあるという中で証券会社のいろんな経営スタイルが出てきておりますことは委員もよく御承知のとおりでありまして、証券取引所はいろいろありますけれども、そういうふうに進展度合いが大きくて同質化がもう本当になくなつてきたというふうな取引所においては、ちよつと会員組織ではなかなか不便だということが出てきておるといふ現状であらう、こういうふうに出てきております。そういう意味で、先ほど来いろいろ御議論があるようなメリットがあるというところで、選取肢として株式会社もあり得るようになりまして、これが今回の改正の趣旨でございます。

そこで、各証券取引所の株式会社化の検討状況いかんということでございますが、これは一義的にはそれぞれの証券取引所が、今度はオプションがふえますから、株式会社というオプションも含めましてどういうふうにしていくかということをおそれれ自分のところで検討してもらつたということになるわけでございます。我々の聞く範囲では、東証、それから名古屋の証券取引所におきましては、それぞれ正会員協会におきまして株式会社化についての検討を行つておられるというふうな聞いておるわけでございます。

そのほか、大阪証券取引所につきましては、株式会社化について近い将来検討していく必要があると考えておられるようでございますが、具体的に現時点で検討を開始されたということは聞いておらないところでございます。

また、私の地元、先生の地元も近くでございますが、福岡につきましても、株式会社化について具体的に検討を開始したということは我々は聞いておらないところでございます。

○三重野榮子君 いろいろ詳しくお話をいただきましたが、国内の証券取引所では市場活性化のためにベンチャー企業等を対象とする新市場の創設の動きが盛んでございます。一方で、東京証券取引所の一極集中というべき状況が起きておりまして、本年三月には広島、新潟両証券取引所が東京証券取引所に吸収合併されたところでございます。

市場の競争力の強化という観点を重視する今回の株式会社化の動きは、中長期的に見ますと、こうした地方証券取引所の統廃合を促進していく方向が出てくるんじゃないかと思ひますけれども、大臣、この方向はいかがでございませうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 広島と新潟の話がございまして、おのおの事情は一緒ではございせんけれども、基本的には、やはり交通、通信、殊にインターネットというふうなことになるにしまして、そういうことから存在意義が薄れる、あるいは中央に取引が集中していくといったようなことが背景にあると思ひますけれども、私どもとして、残された取引所がどういうふうな運営していかれるかということとは全く何も申し上げるつもりはございせん。

おのおの置かれた特色を生かしてやつていくとしておられるところもたくさんございまして、それがベシしないということが非常にづらいことになりまして、そうでない限り、やつていくという意欲を持っていらつしやるところは十分おありになりますし、このたびの株式会社化というところと何か必然的に関係をするところのものはない。背景になつておりますものにはそういうことを促進しやすい要素はあるかもしれませんけれども、法の趣旨あるいは法を運用する立場というものはそういうものと関係ございせん。

○三重野榮子君 先ほど政務次官もおっしゃっていただきましたが、私の地元福岡証券取引所でも、売買高の減少とか新規上場の低迷など、市場機能の低下への危惧から、平成十年六月に、地元経済界のみならず福岡県、福岡市も交えまして、福岡証券取引所活性化推進協議会を設置しているところでございます。

福岡はアジアの拠点都市を標榜しておりまして、そのため証券取引所はアジア経済の発展の中で福岡が拠点的作用を果たしていくのに必要不可欠なものであると位置づけられているところでございまして。

地方証券取引所の存在というのは、ある意味では都市のステータスにもかかわって来ると思っておりますが、こうした地方証券取引所の地方経済における位置づけと申しましうか、その点につきまして大臣はいかがお考えでございまいしうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、今もおっしゃいましたが、出来高とかそういったような経済的な理由で維持が困難になるというようなことは間々あるようにございます。しかし、一種の地域の中心になっている、経済活動の中心になっているような都市というものはおのずから、証券取引もそれだけ地域にあるわけでございますし、地域の経済の一つの大切な要素でもございますから、殊に地域なんかで盛り立てていくという運動がありまして、これは当然のことだと思っております。そういうことで地域としての特色を發揮していかれるということでは好ましいことであらうというふうに思っています。

大切なことは、それを支えるだけの取引量なり経済活動があるかないかということ、あるいはそれを補って地域の経済界がそれをサポートしていくだけの熱意と経済力を持っていられしやるかどうかということであらうかと思っております。

○三重野榮子君 同じような関連でございましてけれども、福岡証券取引所では上場会社二百六十七社のうちの三十四社が福岡の単独上場会社となつ

ています。この中には、私がかつて働いたことがあるんですけれども、岩田屋ですとかあるいは地元金融機関などが入っておりますが、どうしても地方取引所は中央取引所と比べて注目度が低くなりがちでございまして、福岡では市場の活性化の一環として、これらの企業のために福岡証券上場会社の会というのを、今経営の問題もおっしゃっていただきましたけれども、組織されておりました。合同会社説明会などを実施しているところでございます。

こうした地方単独上場企業が地域経済に占める役割は大きいものでございまして、今後の証券取引所の改革の中で、情報化だとか国際化の進展に対応できる市場の育成というのは重要な課題であるということは申し上げるまでもありませんけれども、その一方で、地域経済を支え地域に密着した企業との関係に十分配慮する必要があるというふうに思っております。

そういう意味から、地方証券取引所が進むべき方向を中央の取引所とは別に考えていく必要があるのではないかと申すんですけれども、今後の地方証券取引所の果たすべき役割ということについて重ねてお伺いしたいと思っております。

○政務次官(林芳正君) 福岡につきましては、私も近くでございまして、頭張ってまいりたいなと個人的には思っております。ところでございますが、中央取引所、いわゆる東京とか大阪みたいなところと地方証券取引所というのはまさに委員がおっしゃったような方向であらうかなと私も思っております。ところでございまして。

通信情報技術、また金融技術がいろいろと変わっておりますので、これに対応していかなければならないということで、金融システム改革におきまして、もういっただいんな証券取引所がそれぞれ対応していただくことを円滑にするために、取引システムの見直しを促進ということから、一つの取引所の中に複数市場をつくってもいいですよというところを解禁したとか、それから上場手続を簡素化するということで、株式の上場承認を事

前の届け出制に移行するということをもう既にやっております。

そうした中で、委員が先ほどおっしゃったように、平成十年十二月以降いろいろなことを御検討いただいております中で、札幌は新興企業向けの新市場、アンビシャスというのを開設されたそうですが、くだんの福岡証券取引所は、五月中旬ごろと聞いておりますが、新しい市場のQボードというものを開設する予定だというふうに聞いておるところでございます。

こういうふうに、各取引所におきまして地方の独自性を発揮していただきながら、創意工夫による効率的なサービスを提供できるようにやっています。ただ、こうしたことが地域の企業資金調達やその地域の投資家の皆様や、また先ほどアジアとおっしゃいましたけれども、多くの投資家の方の多様なニーズにこたえることにはなっていないかというふうに期待をしておるところでございます。

○三重野榮子君 次に、インターネットの取引に関して、先ほど何度か出たんですけれども、もう一点伺いたいと思っております。

最近のインターネットの普及に伴いまして、株式取引に当たりましてはインターネットの取引が非常にふえていますと聞いております。東証では、インターネット取引が夜間多く行われることなどに対応するために夜間取引市場を新たに創設するとの報道もなされております。

インターネットの普及は今後の証券取引に大きな影響を与えると考えられますが、ほとんどの証券会社で個人投資家向けのインターネット取引口座が開設できるようになっておりますし、インターネット上の投資情報提供も盛んに行われております。このようなインターネットの普及が証券取引に与える影響についてどのようにお考えでしうか、大臣の御見解をお願いいたします。

○政務次官(林芳正君) 私の方から御答弁させていただきます。

情報通信技術がどんどん発達してきてまして、既にもう多数の証券会社がインターネットを通じて

た株式の売買等さまざまなオンラインサービスを提供しておるのは委員も御承知のとおりでございます。

民間のシンクタンクが調査したところによりますと、九六年ぐらいいからこういう動きがあります。九六年四月の大和証券ホームトレードというのがこの調査によりますと最初のようでございますが、それから以降、九六年は二つ、九七年は五つ、それから九八年になりますともう十を超えるところがいよいよBトレッドというところへ入ってきておるわけでございます。もう九九年になりますとちょっと敷え切れないうらいたくさんの方がやっておられるというところでございます。

今、委員がまさにおっしゃいましたように、時間の制約とかそういうところを情報通信の技術によりまして超えていくというふうなオンラインサービスができてくることによりまして、こういうサービスが投資家に提供されることになりまして、投資家の利便性が向上するということでございまして、これが翻って証券取引の活性化にも大いにつながっていくものというふうに考えておるところでございます。

○三重野榮子君 インターネット取引は、個人投資家にとりまして情報収集や株式取引が手軽に低コストでできる魅力ある取引形態だということですが、先日、テレビで、ある女性が夜帰ってきて、自分はこの商品がいいと思うと言ったばつぱつと千軒ぐらいいに発信したところが、翌日からずとんとその株が落ちたとかいうようなことをテレビで言っておりました。それは善良な女性のやったことではございまいしうけれども。

その一方で、手軽さの中に危険も潜んでいるようにございまして。インターネットの匿名性を悪用して、掲示板やメーリングリストを使いまして虚偽の情報が発信されるケースがふえているとも言われておるところでございます。それらの多くが特定の企業の株価について意図的に操作をする目的で行われていることであります。

インターネット上のこうした株価操作のための

そういうこともございまして、今御指摘のように、監視の必要性というのを私ども非常に痛感しております、私どもの附属機関でございます証明券取引等監視委員会におきまして非常に厳しく監

すから、こういうのを宣伝していきたいというふうに思います。

については不透明な部分があるようにございます。この点にかんがみまして、不動産鑑定士による評価を義務づけることは必要な改正であると思いますが、今回の改正では鑑定の方法について

合にはこの手法は困難とされておりますので、収
益還元法を鑑定協会でまとめていただければ、そ
れはそれで適切なことであると考えております。
○三重野栄子君 それでは、最後に大臣にお伺い

したいのでございますけれども、一昨年の金融国会で資産デフレ等の問題もあるので不動産の流通市場をつくらなければならぬ、またSPC等を使った証券化も検討すべきであると御答弁をいただいたと思います。

不動産の流通市場を整備して投資家が安心して投資を行えるような環境をつくる前提として、公正な取引の確立は必要でありまして、この意味で私が先ほど申し上げました不動産の鑑定方法の適正化は非常に重要であると思うのでございますが、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 昨年そういうお尋ねがありました。お答えをいたしましたことを記憶しております。

今回SPC法の改正をやっていたらと、いわば使いやすくなる、財産の種類にしてもあるいは信託のことにいたしましたも、きつとかなりこれから使われるようになる、それが望ましいというようなことを一昨年でしたか、お話をお互いにいたしましたことがございます。

確かに不動産についてはそういうことがございますから、不動産鑑定士が必要であること、そして基本的にそれは収益還元法であるべきであらうというようなことをたゞいま局長から申し上げましたが、そういう趣旨に基づいて、殊にこれから大いにこの制度を利用してもらうと思っておりますので、不動産の鑑定につきましては間違いないように気をつけてまいらなければならないと思っております。

○三重野栄子君 終わります。

○委員長(平田健二君) 三案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時五十七分散会

四月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律案

郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律案

郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、原動機付自転車等に係る自動車損害賠償責任保険の普及の促進に寄与するため、郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに必要事項を定めるものとする。

(原動機付自転車等責任保険募集の受託)

第二条 郵政事業局長官は、損害保険会社等(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第四項に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等)をいう。以下同じ。から、原動機付自転車等責任保険募集の委託を受けることができる。

2 前項に規定する「原動機付自転車等責任保険募集」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第三項に規定する原動機付自転車又は同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車(二輪のものに限る)に係る自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の規定に基づく自動車損害賠償責任保険の契約の締結の代理を行うことをいう。

(郵便局における取扱い)

第三条 郵便局において原動機付自転車等責任保険募集の取扱いにより前条第二項に規定する自動車損害賠償責任保険の契約をしようとする者は、総務省令の定めるところにより、当該自動車損害賠償責任保険の契約の申込みをするものとする。

2 郵政事業局長は、自動車損害賠償保障法第二十四条第一項に規定する政令で定める正当な理由がある場合には、前項の申込みに応じてはならない。

(総務省令への委任)

第四条 この法律に規定するもののほか、郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに必要事項は、総務省令で定める。

(保険業法の適用等)

第五条 郵政事業局長官は、第二条第一項の委託を受けたときは、当該委託に係る原動機付自転車等責任保険募集の取扱いの開始前に、当該取扱いを行う郵便局の名称、位置及び管轄区域、当該委託をした損害保険会社等の商号、名称又は氏名その他総務大臣と内閣総理大臣とが協議して定める事項を内閣総理大臣に通知しなければならない。その通知に係る事項について変更があったときも、同様とする。

2 保険業法の規定は、同法第二百七十六条、第二百八十条、第三百七条(登録の取消しに係る部分に限る)及び第五編(同法第三百七条の二中同条第四号に係る部分を除く)の規定を除き、前項の通知に係る原動機付自転車等責任保険募集の取扱いをする場合における郵政事業局長官に適用があるものとする。この場合において、郵政事業局長は、当該通知に係る損害保険会社等と同法第二条第二十項に規定する所屬保険会社とする同法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店とみなす。

3 郵政事業局長官は、第二条第一項の委託に係る契約が終了したときは、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

(権限の委任)

第六条 内閣総理大臣は、前条第一項及び第三項の規定による権限(政令で定めるものを除く)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(郵便法の一部改正)

第二条 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「確定拠出年金運営管理業」の下に「郵政事業局長が郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第百六十五号)の二」を挿入する。

機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第百六十五号)第二条第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務を加える。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第三条 国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「並びに確定拠出年金法」を「確定拠出年金法」に改め、「確定拠出年金運営管理業」の下に「並びに郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第百六十五号)の二」を挿入する。

規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務を加える。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第四条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「確定拠出年金運営管理業」に関する事務の下に「郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第百六十五号)の二」の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務を加える。

(総務省設置法の一部改正)

第五条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第九号ニ中「並びに確定拠出年金法」を「確定拠出年金法」に改め、「確定拠出年金運営管理業」の下に「並びに郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第百六十五号)の二」の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務を加える。